

## 課題別施策の内容

# 課題別施策の体系

## 1 安全で安心できる、いつまでも住み働き続けられるまち

### 1 住と職の調和のとれたまち

- 計画的にまちづくりを進める
- 都市機能の更新にあわせて、一層の居住空間の創出を図る
- 地域の参加と協働によるまちづくりを進める

### 6 多くの人に愛される景観のあるまち

- 歴史的に継承されてきた象徴的な空間を活かす
- 地域ごとの街並みや個性を活かす

### 2 多様なくらしに応じた住まいが選択できるまち

- 多様な住宅の供給を促進する
- 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心してくらせる住宅を選択できるようにする
- まちづくりとあわせて住宅供給を誘導する
- マンション等を良質な住宅ストックにする

### 7 活気と賑わいのあるまち

- 商店街の賑わいを高める
- 中小企業の振興を図る
- 人・資源・情報の交流を活発化させる

### 3 だれもが安全で、快適に移動できるまち

- 安心して自由に歩けるまちにする
- 安全で円滑な地域交通環境を整備する

### 8 安心して消費生活をおくれるまち

- 消費者が自ら正しい選択ができるようにする
- 消費生活に関する被害の防止と救済を行う
- 生活必需品の安定供給を図る

### 4 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち

- 地域の防災活動を活発化させる
- 災害時の救援・救護体制を整備する
- 災害に強いまちづくりを進める

### 9 環境への負荷の少ないまち

- 区民や事業者などと協働し、資源循環型都市を構築する
- 安心して生活できる地域環境を実現する

### 5 身近な水や緑に親しめるまち

- 身近な緑をふやし、うるおいのあるまちにする
- 水と緑を保全し、次世代に継承する

## 2 福祉の心が通いあう、安心と支え合いのまち

### 10 生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち

- 一人ひとりの健康づくりを支援する
- 必要に応じて適切な医療や療養支援が受けられるようにする
- 安全で快適な生活環境をつくる

### 13 安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるまち

- ゆとりと自信をもって子育てができるようにする
- 仕事などの社会参加をしながら安心して子育てができるようにする
- 地域ぐるみで子どもたちの活動を支援する
- 子どもの命と健康を守る

### 11 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ち、いきいきと生活できるまち

- いきいきと活動できる魅力あるステージを提供する
- 地域で自立した生活を営めるようにする
- 要介護高齢者等が尊厳を保ち、安心して生活できるようにする
- 安心して生活できる居住空間を整備する

### 14 安心して利用できる福祉のしくみが整っているまち

- 「生活必需品」となる福祉サービスのしくみをつくる
- 身近な地域でともに支え合うしくみを整える
- だれもが自由に行動し、参加できる福祉のまちづくりを進める

### 12 障害者の意思が尊重され、地域で自立して生活できるまち

- 障害者への理解を深める
- 自立して日常生活を送れるようにする
- 積極的に社会参加できるようにする
- 安心して生活できる居住空間を整備する

### 3 心豊かに学び、文化を創り出すまち

#### 15 未来を担う人材が育つまち

- 幼児の成長を支える環境を整備する
- 主体的に学び、考え、行動する力を育む教育を展開する
- 特色ある中等教育環境を整備する
- 家庭や地域に開かれた学校づくりを進める
- 教育環境を整備する

#### 17 江戸文化を伝えつつ、新たな文化を創り出すまち

- 文化遺産を保存・継承していくとともに、活用を図っていく
- 地域文化の継承と新たな文化の創造を支援していく

#### 16 生涯にわたり自主的な学習・スポーツ活動ができるまち

- 学習、スポーツ、レクリエーション活動を行う区民を増やす
- 学習、スポーツ、レクリエーション活動を地域の活力に結びつける

### 4 人と人とのふれあいを大切にする、個性あふれるまち

#### 18 100万人のコミュニティの輪が広がるまち

- 伝統的なコミュニティ活動を活発化させる
- 新しい都心のコミュニティをつくる
- コミュニティ活動に参加しやすい環境を整備する

#### 20 地球市民を育み、世界平和に貢献するまち

- 区民の国際理解を深め、平和活動を進める
- 外国人とともに快適な地域社会をつくる

#### 19 男女が平等に個性や能力を發揮して活躍できるまち

- あらゆる分野で男女共同参画を進める
- 性を尊重し人権を守る

# 「施策の目標及び指標」ページの解説

## 1 住と職の調和のとれたまち

### 施策の目標及び指標

施策の目標  
計画全体で、58  
の目標があります

#### ① 計画的にまちづくりを進める

##### \*地区計画適用地域の割合

15地区（2000）  
（125.0ha）

100%（2011）

まちづくりのルールである地区計画の適用地域の割合から、計画的なまちづくりの取り組み度合いをはかります  
適用可能な地域全域での適用をめざします

##### \*千代田区型地区計画区域内の建物建て替え等の件数

27件（2000）

800件（2011）

千代田区型地区計画が適用された区域における建物の建て替え等の件数から、地区計画に沿った建て替え等の進捗度合いをはかります

基本計画

#### ② 都市機能の適切な更新にあわせて、一層の居住空間の創出を図る

##### 区内の住宅延床面積

2,527千㎡（2000）

2,800千㎡（2011）

住宅延床面積（民有地のみ）から、居住空間の創出の度合いをはかります

##### 住宅総数のうち居住世帯のある住宅の割合

61%（1998）

70%（2008）

実際に居住用として使用されている住宅の割合から居住空間の確保の度合いをはかります

施策の指標  
計画全体で、80  
の指標があります

課題別施策の内容

#### ③ 地域の参画と協働によるまちづくりを進める

##### 地区計画適用地域の割合（再掲）

15地区（2000）  
（125.0ha）

100%（2011）

まちづくりのルールである地区計画の適用地域の割合から、地域の参画と協働によるまちづくりの取り組み度合いをはかります  
適用可能な地域全域での適用をめざします

現状値 目標値  
（ ）は原則、  
「年度」表示と  
なります

# 安全で安心できる、いつまでも 住み働き続けられるまち

## 計画がめざす2011年のまち

区民や企業のまちづくりの機運を高めつつ、区民の意向や地域の特性を踏まえた地区計画制度の適用等により、住と職の調和のとれたまちをめざす

高齢者世帯、子育てファミリー世帯など、多様な世代や所得層の世帯が、それぞれのライフステージやライフスタイルなど、多様なくらしに応じた住まいを選択できるまちをめざす

公共空間のバリアフリー整備により、高齢者や障害者の利用にも配慮したまちづくりが進み、区民のだれもが安全で、快適に移動できるまちをめざす

区民の防災意識を高め、区民・企業・行政が連携・協力し、災害に強く、だれもが安心して活動できるまちをめざす

身近な緑に親しめる機会を増やし、皇居を中心とした豊かな緑の保全や濠の清らかさを取り戻し、区民にうるおいと安らぎを与えてくれる身近な水や緑に親しめるまちをめざす

景観まちづくりに対する区民や企業の意識を高め、歴史的な景観資源を活かした個性と魅力ある景観まちづくりを進め、多くの人に愛される景観のあるまちをめざす

個性ある商店街と経営環境の変化を的確に捉えた中小企業の振興を図り、区民はもとより、在勤者や来街者等の昼間区民を含め、活気と賑わいのあるまちをめざす

消費者被害が未然に防止され、区民の日常生活に必要な品物が、身近なところで安心して購入できる、安心して消費生活をおくれるまちをめざす

区民や企業の環境に対する意識を高め、環境にやさしい生活様式や製品など、資源循環型都市の確立に向け取り組み、環境への負荷の少ないまちをめざす

# 1 住と職の調和のとれたまち

## 施策の目標及び指標

### 1 計画的にまちづくりを進める

#### \*地区計画適用地域の割合

15地区（2000）  
（125.0ha）

100%（2011）

まちづくりのルールである地区計画の適用地域の割合から、計画的なまちづくりの取り組み度合いをはかります  
適用可能な地域全域での適用をめざします

#### \*千代田区型地区計画区域内の建物建て替え等の件数

27件（2000）

800件（2011）

千代田区型地区計画が適用された区域における建物の建て替え等の件数から、地区計画に沿った建て替え等の進捗度合いをはかります

### 2 都市機能の適切な更新にあわせて、一層の居住空間の創出を図る

#### 区内の住宅延床面積

2,527千㎡（2000）

2,800千㎡（2011）

住宅延床面積（民有地のみ）から、居住空間の創出の度合いをはかります

#### 住宅総数のうち居住世帯のある住宅の割合

61%（1998）

70%（2008）

実際に居住用として使用されている住宅の割合から居住空間の確保の度合いをはかります

### 3 地域の参画と協働によるまちづくりを進める

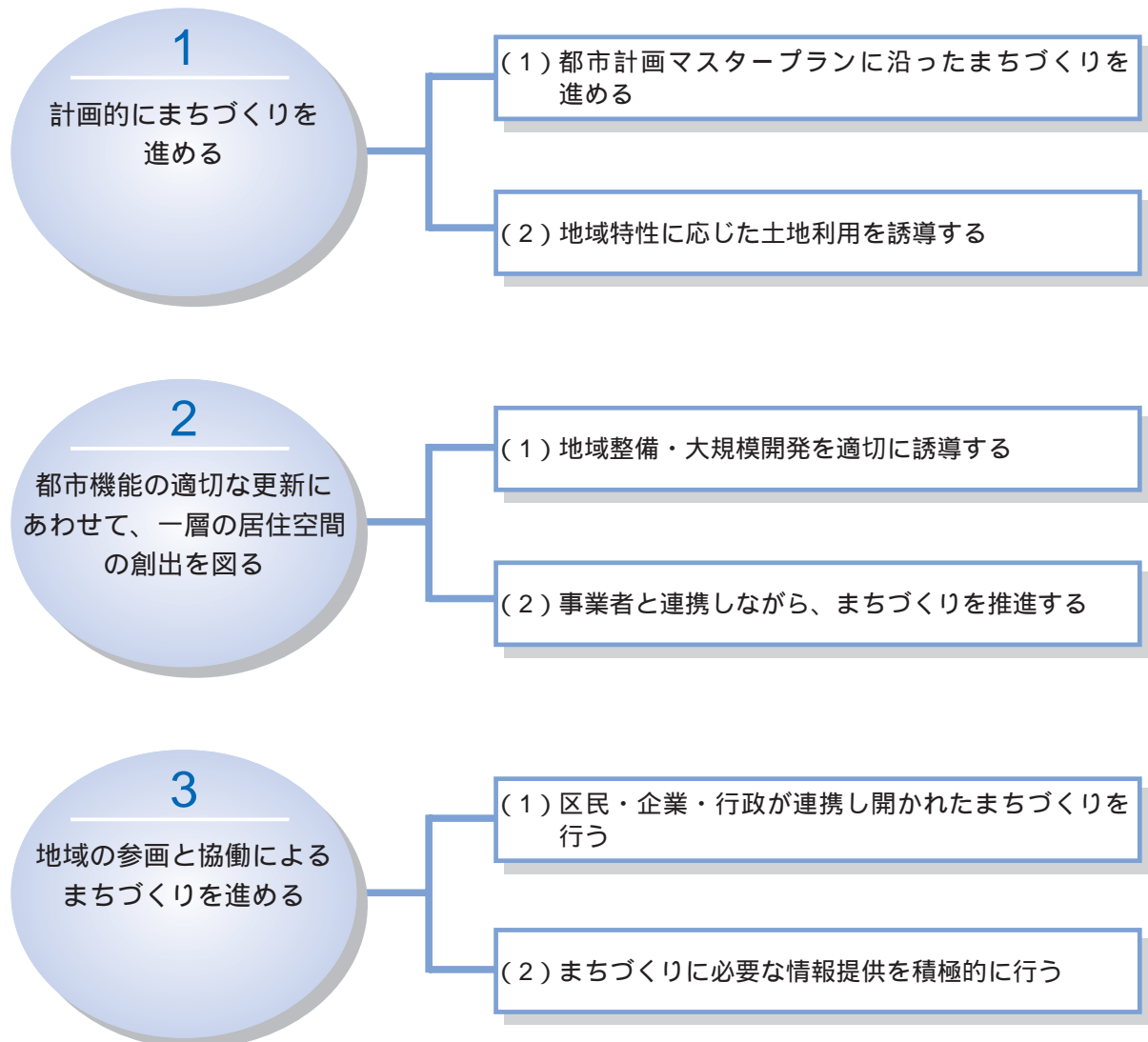
#### 地区計画適用地域の割合（再掲）

15地区（2000）  
（125.0ha）

100%（2011）

まちづくりのルールである地区計画の適用地域の割合から、地域の参画と協働によるまちづくりの取り組み度合いをはかります  
適用可能な地域全域での適用をめざします

## 施策の体系





## 1 計画的にまちづくりを進める

千代田区では、まちづくりを進めるための指針として、平成10年3月、都市計画法に基づく「都市計画マスタープラン」を策定し、これまでその実現に向けて取り組んできた。今後も引き続き、都市計画マスタープランに掲げられた分野別・地域別の目標と方針に基づくまちづくりを推進し、コミュニティの維持・継承に配慮した、計画的なまちづくりを誘導していく必要がある。そのため、地区計画制度を中心とした都市計画手法を、より一層活用するとともに、地域ごとの特性や魅力を活かしたまちづくりの計画案を地域とともに策定し、具体化していくことが重要である。

また、こうしたまちづくりを進めていくにあたっては、現行のしくみでは区の権限や財源等の面で限界もあるため、今後それらの見直しを国や都に対し働きかけていくことも必要である。

## 2 都市機能の適切な更新にあわせて、一層の居住空間の創出を図る

早くから都市化の進んだ千代田区においては、老朽化した建築物の耐震性の向上等、建物自体の更新とともに、社会経済情勢に対応した新たな機能更新が求められている建物が多く見られる。

バブル期においては、過度の事務所需要により、業務ビルの建設が進むとともに、地上げや相続税の負担増とも相まって、区外転出者が相次いだ。また、民有地の住宅延床面積は近年ようやく対前年でプラスに転じたものの、マイナスとなる年が続いたことなどにより、居住機能をとりにくく環境が大きく変化した。

このような状況のもと、都心千代田区の特性として、潜在的に事務所需要が高いことから、

業務地として無秩序に開発されることなく、居住空間もあわせて創出されるよう、誘導していくことが求められている。そのため、\*住宅付置制度のより効果的な運用等も含め、事業者との十分な連携を図りながら、まちづくり施策を展開していく必要がある。

また、建物の更新あるいは低未利用地の開発・整備が、計画的かつ有効に行われるように誘導していくことも重要である。さらに、定住人口の回復と地域の活性化を図っていくため、地域の特性に応じて、地区あるいは区全体として、居住・業務・商業機能が調和のとれた良好な複合市街地の形成をめざしていく必要がある。

一方、情報\*インフラ等の都市機能の更新にともない必要となる新たな都市基盤のほか、老朽化した各種都市基盤の整備については、就業者のみならず、生活者が質の高い都市生活を営むために必要であり、事業主体に対し支援・誘導を図っていくことが重要である。

## 3 地域の参画と協働によるまちづくりを進める

これまで、区民・企業・行政の協働によるまちづくりをめざし、地域のまちづくり推進組織や具体的な事業を推進する組織に対して支援を行ってきた。

今後も引き続きこうした活動を、個々の進捗状況に応じて支援していく必要がある。

さらに、一層多くの人々がまちづくりに関心を持ち、自主的に取り組んでいけるように、必要な情報をだれにもわかりやすいように整理し、積極的に提供していく必要がある。

## 課題解決の方向

### 1 計画的にまちづくりを進める

#### (1) 都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを進める

都市計画マスタープランの分野別・地域別の目標と方針に基づくまちづくりを展開していくため、地域の特性にあった計画案を作成し、種々のまちづくり計画を適切に誘導する。地域の合意に基づき、まちづくりのルールである地区計画の適用に向けて取り組みを強化する。

#### (2) 地域特性に応じた土地利用を誘導する

地域コミュニティの維持・継承に配慮しながら、個別の建て替え相談や支援制度の充実を図る。千代田区型地区計画制度が適用された地域において、良好な建て替えが促進されるよう、積極的に支援・誘導していく。

都心千代田区の実情と時代の要請にあったまちづくりを進めていくため、全国一律の規制の見直し等を盛り込んだ、新たなしくみづくりを国や都に積極的に、働きかける。

### 2 都市機能の適切な更新にあわせて、一層の居住空間の創出を図る

#### (1) 地域整備・大規模開発を適切に誘導する

大規模開発においては、地域の意見を反映させながら、定住人口の回復や地域の活性化をめざし、適切な都市機能の更新を図る。

\*市街地再開発事業等の面的な整備にあたっては、居住・業務・商業機能のバランスのとれた千代田区の形成をめざし、周辺地域に与える影響にも配慮して、事業が進められるよう誘導する。

国公有地については、将来予測される需要も考慮して、有効活用が図られるよう検討や働きかけをする。

#### (2) 事業者と連携しながら、まちづくりを推進する

開発事業者との事前協議の内容を充実させるとともに、地元の意見が反映されるしくみをつくる。

定住性の向上や合理的な土地利用などをめざし、住宅付置制度の見直しを図るとともに各種支援制度を充実させていく。

国・都・関連事業者との連携を強化し、情報インフラの新設や既設インフラの更新等都市基盤が整備されるよう、事業主に対し支援・誘導する。

### 3 地域の参画と協働によるまちづくりを進める

#### (1) 区民・企業・行政が連携し開かれたまちづくりを行う

区民参加によるまちづくりを進めていくにあたり、区民や企業が主体的に協議する場の設置を誘導するとともに、引き続き必要な支援を行う。

地域ごとの区民・企業・行政の協働によるまちづくりを推進するための総合的なしくみをつくる。

#### (2) まちづくりに必要な情報提供を積極的に行う

まちづくりの主体は区民や企業であることを踏まえ、多様な手法を活用し、よりわかりやすいまちづくりの普及啓発や情報提供に努める。

## 2 多様な暮らしに応じた住まいが選択できるまち

### 施策の目標及び指標

#### 1 多様な住宅の供給を促進する

民営、公営・公団・公社の賃貸住宅の割合

25.8% (1998)      40% (2008)

区内の住宅総数のうち、賃貸住宅（公務員  
宿舍・社宅を除く）の戸数の割合から、多様  
な住まいの供給度合いをはかります

#### 2 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心してらせる住宅を選択できるようにする

\*バリアフリー住宅の割合

10.7% (1998)      20% (2015)

区内の住宅総数のうち、「手すりの設置」  
「段差の解消」「車いすの通れる広さの廊下」  
の3点を備えたバリアフリー住宅の戸数の  
割合から、高齢者・障害者が安心して暮ら  
せる住まいの充足度合いをはかります

夫婦と6歳未満の子どものいる世帯の割合

2.2% (1998)      3.5% (2008)

6歳未満の子どものいる世帯の割合から若年  
子育て世帯の定住の度合いをはかります

#### 3 まちづくりとあわせて住宅供給を誘導する

再開発事業や大規模開発により供給される住宅  
の着工戸数

810戸 (2000)      1,600戸 (2011)

再開発などの住宅戸数から、まちづくりと  
あわせた住宅供給の度合いをはかります

#### 4 マンション等を良質な住宅ストックにする

昭和56年以降に建築された非木造の共同住宅の  
割合

42.9% (1998)      60% (2008)

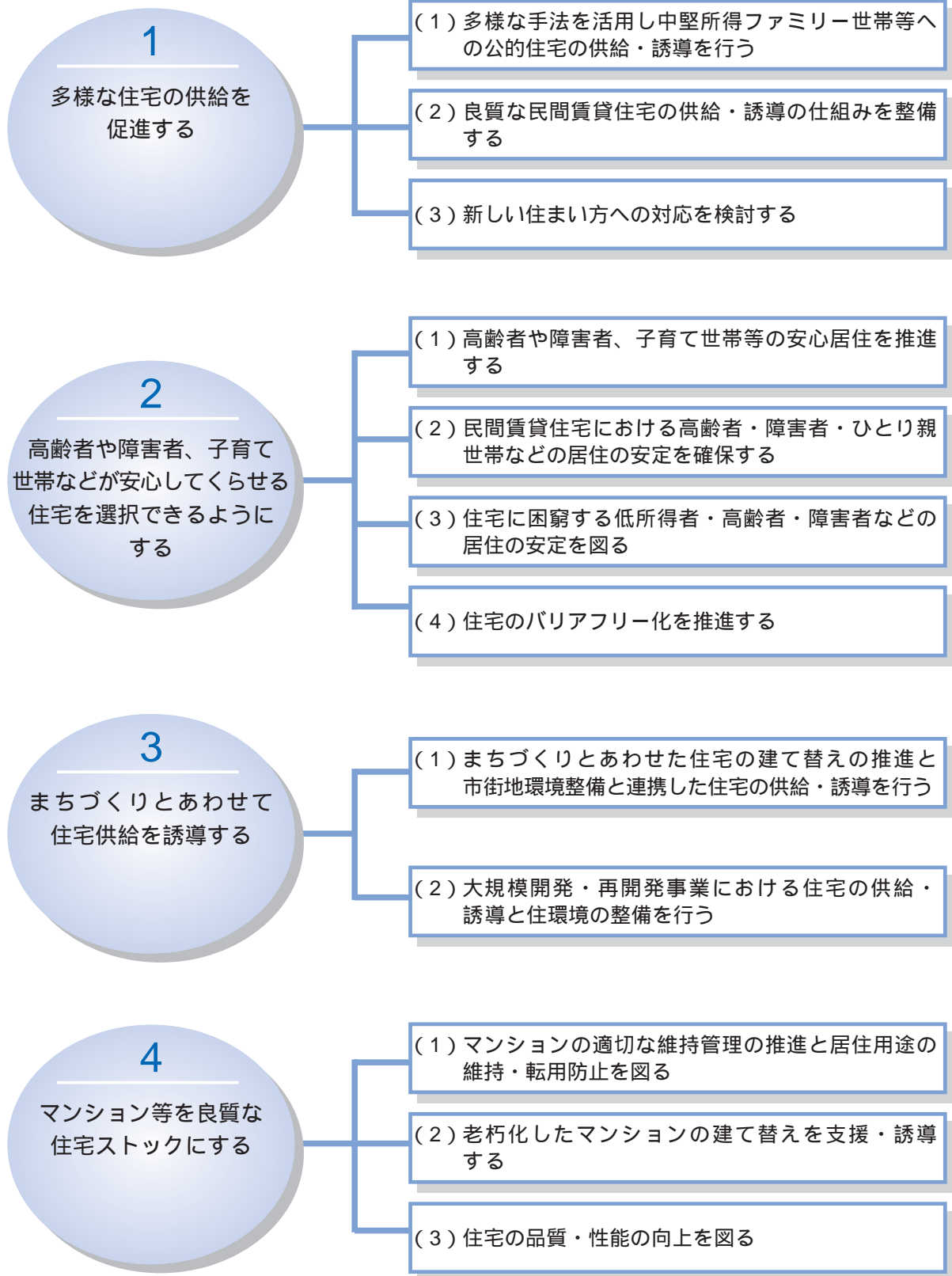
\*新耐震基準の施行以降に建築された非木  
造の共同住宅棟数の割合から、地震に対して、  
より安全性の高いマンション等の供給度合い  
をはかります

\*最低居住水準未満の世帯の割合

9.2% (1998)      0% (2008)

最低居住水準未満の世帯の早期解消により、  
健康で文化的な住生活の基礎が確保されてい  
るかをはかります

## 施策の体系



### 1 多様な住宅の供給を促進する

千代田区の住宅戸数は、平成5年から増加に転じ、平成10年は20,010戸に達している。しかし、その約4割を占める、事務所やセカンドハウスとして利用されている居住世帯のない住宅が大幅に増加しており、居住世帯のある住宅は12,230戸にとどまっている。

また、居住世帯の状況を見ると、高齢者のみ世帯が25.8%に対し、6歳未満の子どものいるファミリー世帯は2.2%、18歳未満までを含めても8.7%に過ぎず、世帯構成のバランスが崩れていて、少子高齢化の進行が著しい。

住宅着工戸数は、平成元年から4年まで200戸前後で低迷していたが、その後、公共住宅を含む貸家を中心に増加傾向となった。近年では、分譲マンションを中心に大幅に増えており、平成12年では1,700戸と、昭和36年以降で最多となっている。

一方、分譲マンションなど民間住宅の供給は、ファミリー向けが多いとは言えず、良質な賃貸住宅は、さらに少ない。価格・家賃などの住居費負担が下がったとはいえ、ゆとりある居住を実現するためには、いまだ高い水準である。

加えて、民間住宅の供給は、社会経済情勢に左右されやすく、特に千代田区では、事務所市場の影響を大きく受けている。

したがって、住宅供給の事業採算性が回復した今を好機ととらえ、誰もが<sup>\*</sup>ライフステージやライフスタイルに応じた多様な住まいを選択できるようにする必要がある。その際、人口・世帯構成のバランスのとれた地域社会をめざし、地域に定着しているファミリー世帯などの転出の防止、地縁・血縁のある世帯の呼び戻しとともに、新たな世帯が定住できるようにすることも重要である。

### 2 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる住宅を選択できるようにする

高齢化の進行が著しい千代田区では、高齢者や障害者が安心して暮らせるまちをつくるのが急務である。特に、持ち家高齢者世帯については、従来の公共住宅への入居資格がなく、ビル内に居住している場合など、バリアフリー改修が困難な状況もある。また、近年、立ち退きなどのため、持ち家から出なければならなくなる場合も見受けられる。さらに、転出理由については、結婚が14.7%、子どもの誕生や成長が7.5%と、結婚や子育てに伴い転出する世帯が多く、区内での住み替えは、依然として困難な状況にある。

そのため、持ち家世帯を含め、高齢者や障害者に配慮した住宅の整備・確保とともに、親世代と子世代の近居・隣居や世帯の状況に応じた円滑な住み替えのしくみをつくる必要がある。

### 3 まちづくりとあわせて住宅供給を誘導する

千代田区の居住環境で、交通の利便性は、最も区民の満足度が高い。しかし、他区の交通網をはじめとした都市基盤の整備が進んでいる中で、千代田区の持つ優位性は、相対的に低くなるなど、都心居住の魅力の低下が懸念される。

また、区内全域が既成市街地である千代田区では、共同化の推進や<sup>\*</sup>地区計画の活用、再開発事業や大規模開発と連携したまちづくりは、防災機能の向上のみならず、まちの魅力を増すことにもつながる。さらに、小さな敷地では、安心して住み続けるための建て替えや改修が困難であったり、住環境の向上をはかることがむずかしい場合もある。

このため、まちづくり施策と連携した、住宅の

建て替えや供給とともに、生活しやすく住みよい住環境をめざし、居住の場としての魅力を向上させていく必要がある。

#### 4 マンション等を良質な住宅ストックにする

早くから都市化が進行した千代田区においては、既存住宅の良好な維持・管理や適切な建て替えが不可欠である。特に、世帯の6割が居住している共同住宅については、区分所有者の合意形成が困難であることなどから、維持・管理が十分でないものも見受けられる。そのうち、大規模修繕が必要な築10年以上の棟数は86%であり、建て替え時期を迎える築30年以上は20%となっている。また、居住者の高齢化により修繕・建て替え資金の調達が困難な事例も見受けられる。

したがって、マンション等を良質な住宅ストックとしていくため、適切な支援・誘導を行う必要がある。また、建設廃棄物の発生防止による地球環境の保全や防災上の観点からも、住宅の耐久性をはじめとした、性能の向上を図る必要がある。

## 1 多様な住宅の供給を促進する

(1) 多様な手法を活用し中堅所得ファミリー世帯等への公的住宅の供給・誘導を行う  
 区有地を活用し、<sup>\*</sup>定期借地制度や<sup>\*</sup>PFIなどの手法により、市場で供給されにくい中堅所得ファミリー向けを中心に、費用対効果の高い、家賃や価格を低減化した公的な住宅供給を推進する。

中堅所得ファミリー向けの良質な民間賃貸住宅の供給を誘導するため、民間住宅管理事業者を活用した制度を創設する。

公共住宅を良質な住宅ストックとしていくため、老朽化した既存公共住宅の早期建て替えを要請する。

(2) 良質な民間賃貸住宅の供給・誘導のしくみを整備する

民有地においても、中堅所得ファミリー向けの良質な住宅が供給される動機付けとなるよう、各種住宅供給促進事業等を効果的に活用し、誘導する。

(3) 新しい住まい方への対応を検討する

地域コミュニティ形成の視点から、<sup>\*</sup>コーポラティブハウスや<sup>\*</sup>コレクティブハウスなどの供給を促進する。

<sup>\*</sup>SOHOなど新しい住まい方への対応を検討する。

## 2 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心してくらせる住宅を選択できるようにする

(1) 高齢者や障害者、子育て世帯等の安心居住を推進する

高齢者世帯の加齢や介護の度合いに応じ、住み替えや持ち家の改善を促進するため、

持ち家世帯も入居できるバリアフリーで緊急時対応のサービス体制のある<sup>\*</sup>高齢者向け優良賃貸住宅供給促進制度を創設する。また、<sup>\*</sup>住宅資金融資あっせん制度などにより、持ち家のバリアフリー改修や建て替えを支援し、区民の必要や選択に応じて、安心して居住できるようにする。

高齢者向け優良賃貸住宅や区有地の定期借地等による公的賃貸住宅、<sup>\*</sup>定期借家制度の活用により、高齢者世帯や子育て世帯等の円滑な住み替えや、近居・隣居のしくみをつくる。

結婚や子育てに応じて住み替えできるようにしくみを整備し、子育て世帯等の定住を支援する。

(2) 民間賃貸住宅における高齢者・障害者・ひとり親世帯などの居住の安定を確保する  
 高齢者世帯などが、民間賃貸住宅に居住しやすいしくみを整備するなど、居住の安定を確保する。

(3) 住宅に困窮する低所得者・高齢者・障害者などの居住の安定を図る

住宅に困窮する低所得者などの居住の安定確保や高齢化に対応するため、区立住宅の建て替えなどにより、区営住宅を確保する。区営住宅における、世帯構成に応じた円滑な住み替え、入居者管理の適正化などを推進し、適正な管理を図る。

都区間の役割分担を踏まえ、都営住宅の区移管を検討する。

(4) 住宅のバリアフリー化を推進する

住宅の改修・建て替え時の相談や、各種助成制度・融資制度等を活用し、民間住宅のバリアフリー化を支援・促進する。

公共住宅のバリアフリー化を推進する。

### 3 まちづくりとあわせて住宅供給を誘導する

#### (1) まちづくりとあわせた住宅の建て替えの推進と、市街地環境整備と連携した住宅の供給・誘導を行う

地域の実情に応じて、地区計画・共同化などまちづくりとあわせた住宅の建て替えを促進し、重点的・計画的に市街地環境整備と連携した住宅の供給・誘導を推進する。また、資金調達の困難な高齢者世帯の共同建て替えに対しては、支援を図る。

#### (2) 大規模開発・再開発事業における住宅の供給・誘導と住環境の整備を行う。

大規模開発・再開発事業にあたっては、居住の場としての魅力の向上と良好な住環境の整備を進め、あわせて良質な住宅の供給・誘導を推進する。

### 4 マンション等を良質な住宅ストックにする

#### (1) マンション等の適切な維持管理の推進と居住用途の維持・転用防止を図る

安全で快適に暮らせる住まいを維持・活用していくため、居住者やマンション管理組合の自主的・主体的努力を支援し、マンションなど既存の住宅ストックの適切な維持管理を推進する。

マンション相談体制を整備するとともに、関連情報の提供を充実する。

事業者への指導、マンション管理組合への啓発などにより、居住用途の維持、事務所等への転用防止を図る。

#### (2) 老朽化したマンションの建て替えを支援・誘導する

マンションを良質な住宅ストックとしていく

ため、老朽化の進行したマンションの円滑な建て替えを支援・誘導する。また、資金調達の困難な高齢者世帯に対しての支援を図る。

#### (3) 住宅の品質・性能の向上を図る

\*住宅性能表示制度・\*住宅性能評価制度の普及啓発を進めるとともに、各種助成制度・融資制度等を活用し、住宅の品質・性能の向上を図る。



### 3 だれもが安全で、快適に移動できるまち

#### 施策の目標及び指標

##### 1 安心して自由に歩けるまちにする

駅を中心として公共施設等を結ぶ\*バリアフリー化された経路の割合

33.7% (2000)      100% (2011)

\*交通バリアフリー法に基づき定めた、駅を中心に公共施設等を結ぶバリアフリー化(駅のエレベータ設置や段差・勾配の改善など)された経路の整備状況から、安心して自由に歩ける度合いをはかります

##### 2 安全で円滑な地域交通環境を整備する

コミュニティゾーン形成地区数

0地区 (2001)      6地区 (2011)

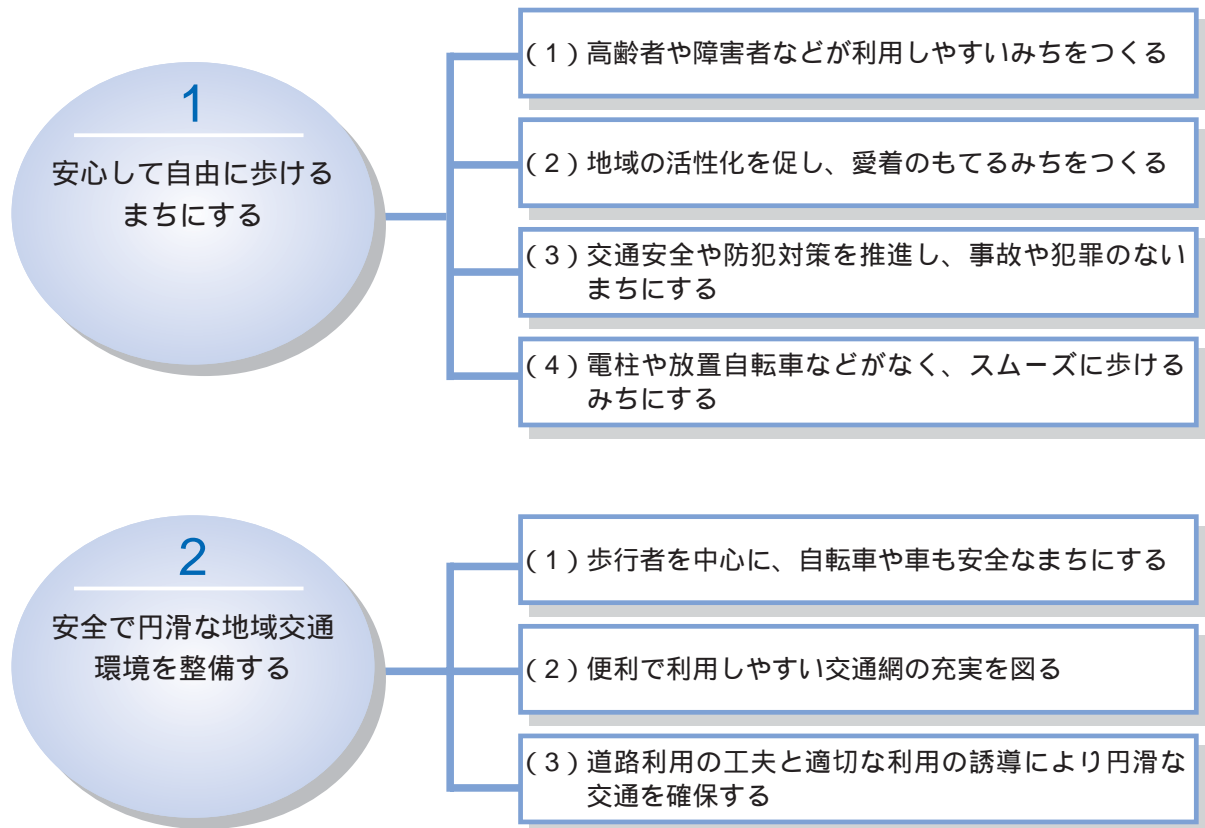
通過交通を抑制し歩行者系道路などを整備したコミュニティゾーンの形成地区数から、地区内交通の安全度合いをはかります

生活道路で発生した交通事故件数

403件 (2000)      200件 (2011)

幹線道路内の、買い物や通勤・通学など日常生活に利用される、身近な道路で発生した交通事故件数から、地域交通の安全度合いをはかります

## 施策の体系



## 現 状 と 課 題

### 1 安心して自由に歩けるまちにする

千代田区は、国道、都道及び主要な区道が高い水準で整備され、100万人にも及ぶ人びとによる、活発な都市活動が展開されている。しかし、まちの暮しや営みを支えている区道では、狭い歩道に乗り上げた車、看板、電柱、さらに主要駅周辺の放置自転車などが歩行者の安全な通行の妨げとなっている。

本格的な高齢社会を迎え、高齢者や障害者が積極的に社会参加するため、駅を中心とした公共空間のバリアフリー化が求められている。そのため、公共交通機関や道路等のバリアフリー化を、各施設管理者が一体となり、計画的に進めることが重要である。

また、地域の特色を活かしたみちと街並みの一体感を醸成することにより、歩いて楽しいまちをつくとともに、交通事故や犯罪を防止するための安全対策を強化する必要がある。

さらに、地域や関係機関と連携して、電柱・電線類の地中化を推進するとともに、駅周辺の道路を中心に、障害となる看板や放置自転車等を撤去し、快適に歩けるみちにすることも必要である。

### 2 安全で円滑な地域交通環境を整備する

千代田区内の公共交通機関は、どこからでも500m程度歩けば駅へ連絡するなど利便性は高い。その反面、本区が交通網の結節点となっていることから、幹線道路では交通渋滞が慢性化し、生活道路となっている区道を通り抜ける車や駐車車両など、車社会による障害が現れている。

そのため、歩行者系道路の整備や通過交通車両を抑制するなど、地域と協議を進めながら、コミュニティ形成の場ともなる歩行空間を整備していく必要がある。

また、日常生活における移動の利便性向上を図るため、自転車利用や交通施設の整備を促進し、地域と公共施設等を結ぶ交通手段を検討する必要がある。

さらに、交通渋滞を軽減するため、国や都との連携により、首都圏全体で進める交通ネットワーク整備や交通需要に対応した施策等の促進を図り、総合的な交通環境を改善することが重要である。また、地域では、違法駐車車両を減らし円滑な交通の流れを確保するため、民間と公共の役割分担のもと、路上駐車対策を推進する必要がある。

## 課題解決の方向

### 1 安心して自由に歩けるまちにする

- (1) 高齢者や障害者などが利用しやすいみちをつくる  
駅を中心とした整備計画により、だれもが安心して歩ける歩行空間のバリアフリー化を進める。
- (2) 地域の活性化を促し、愛着のもてるみちをつくる  
回遊性のある、楽しく散策や買い物などができる、歩いてみたいみちづくりを進める。  
地域と連携して、草花を育て道路緑化を図るなど、憩えるみちづくりを進める。
- (3) 交通安全や防犯対策を推進し、事故や犯罪のないまちにする  
歩行者が安全に歩けるよう、歩道の拡幅・設置や街路照明を整備するとともに、歩行者・自転車道の検討、自転車利用者の交通ルールの順守やマナーの向上などを図る。  
犯罪の起きにくい安心して生活できるまちをめざし、防犯意識の啓発や地域防犯体制の強化を図る。
- (4) 電柱や放置自転車などがなく、スムーズに歩けるまちにする  
歩行空間の確保、景観の向上とともに災害時の活動に配慮した電柱・電線類の地中化を推進する。  
放置禁止区域の指定を含めた自転車対策を進めるとともに、看板などの路上放置物件の指導・撤去を強化する。

### 2 安全で円滑な地域交通環境を整備する

- (1) 歩行者を中心に、自転車や車も安全なまちにする  
幹線道路により構成されている地域内を、人々が安全で快適に生活できるゾーンとして指定し、通過交通の抑制や歩行者系道路の整備など、歩行者・自転車優先の空間整備を進める。
- (2) 便利で利用しやすい交通網の充実を図る  
自転車走行の安全性と快適性を向上させ、利用促進を図る。  
だれでも利用しやすい、交通施設の整備を促進する。  
地域の活性化や利便性を高めるため、地域交通手段を検討する。
- (3) 道路利用の工夫と適切な利用の誘導により円滑な交通を確保する。  
交通渋滞の緩和による自動車の円滑な走行や、大気環境改善をめざし、広域的な交通総量抑制対策と連携を図り、関係機関と共に自動車交通対策に取り組む。  
違法駐車を防止するため、地域需要に応じた荷さきや駐車施設の整備、既存駐車場の有効利用について支援・促進を図る。

## 4 災害に強く、だれもが安心して活動できるまち

### 施策の目標及び指標

#### 1 地域の防災活動を活発化させる

\*避難所運営協議会が行う定期的な防災訓練の実施状況

- % (2001)                      100% (2011)

学校などに設けられる避難所運営協議会が主体となって行う定期的な訓練の実施状況から、地域の防災活動の活発さの度合いをはかります

#### 2 災害時の救援・救護体制を整備する

(仮称)\*帰宅困難者対策地域協会の設置数

- 箇所 (2001)                      3箇所 (2011)

区内ターミナル駅(東京駅・秋葉原駅・飯田橋駅)を中心に設けられる\*帰宅困難者に対する支援組織である(仮称)帰宅困難者対策地域協会の設置数から、災害時の救援・救護体制の整備度合いをはかります

#### 3 災害に強いまちづくりを進める

危険度ランクで総合評価「4」「5」の町丁目数

6町 (1998)                      0町 (2008)

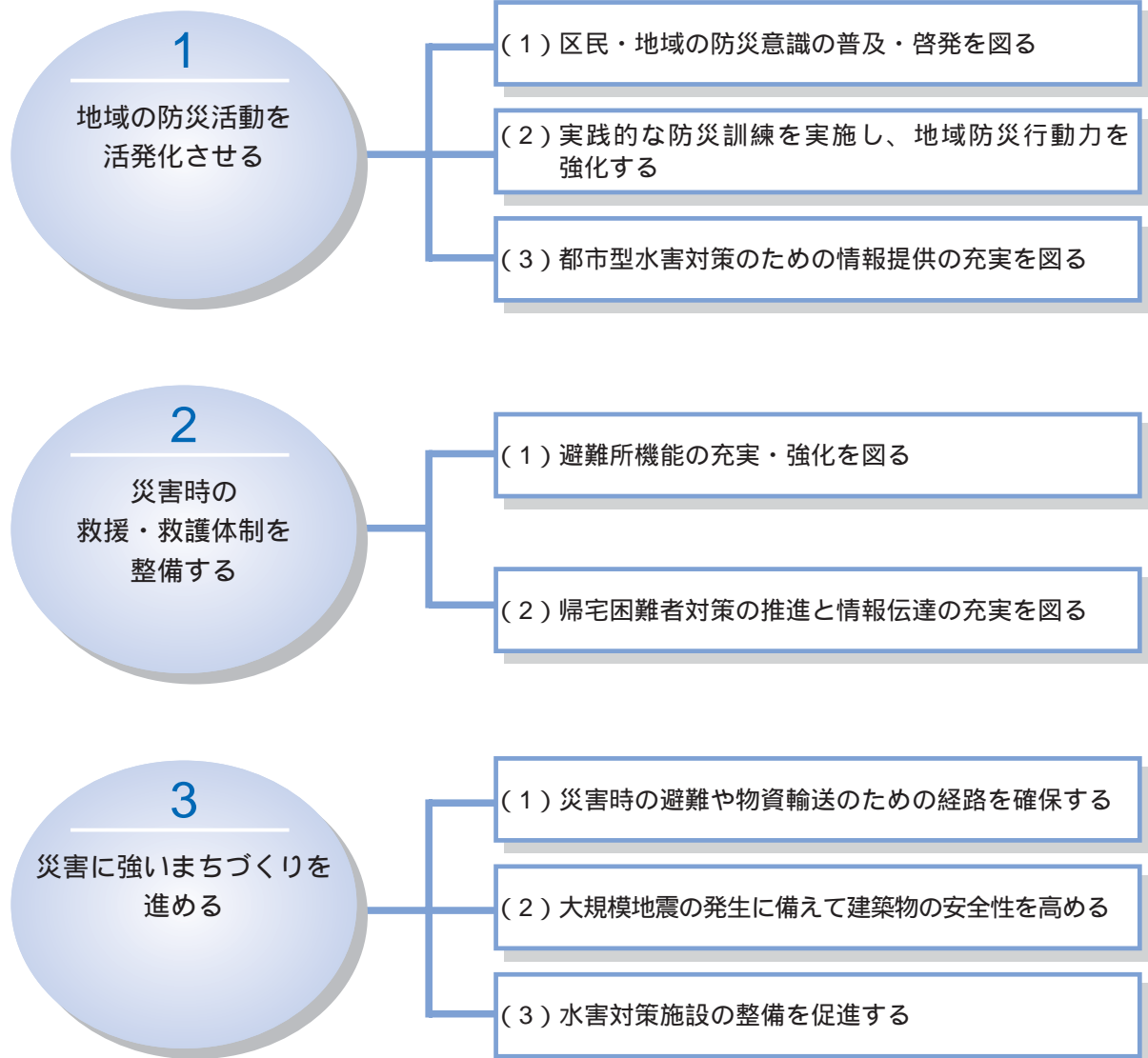
地域防災計画の危険度ランクにおいて、より危険度の高い総合評価「4」「5」の町丁目数から、災害に強いまちづくりの進捗度合いをはかります

昭和56年以降に建築された住宅の割合

34.9% (1998)                      60% (2008)

\*新耐震基準の施行以降に建築された住宅の割合から、地震に対して、より安全性の高い住宅の度合いをはかります

## 施策の体系



### 1 地域の防災活動を活発化させる

千代田区では、町会を中心に「\*地域防災組織」が結成されているが、恒常的に防災訓練・防災教室等の活動を行っている組織は3割程度であり、災害に対しては自らの備えが最重要だという危機管理意識が十分浸透しているとはいえない。

また、災害発生直後は、区民相互の助け合いや区民自らが避難所運営を行うことが必要であるが、多くの地域防災組織においては、助け合いに必要な防災資器材等の整備が、保管場所確保が困難なため十分進んでおらず、避難所毎の運営組織も確立していない。

さらに、近年集中豪雨による地下室への浸水など\*都市型水害が発生しているが、地震に比べると十分に危険性が認識されていない状況にある。

こうした中で、一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、災害に対して家庭及び企業等が自ら安全対策を講じる「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方を普及させるとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考えのもと、まちぐるみの訓練や学習会を実施し、被害の発生と拡大を最小限に抑える必要がある。

また、集中豪雨による浸水などの都市型水害から生命・財産を守るために、区民・事業所に対し自ら初期対応ができるよう早期の情報提供を行っていく必要がある。

### 2 災害時の救援・救護体制を整備する

千代田区では、避難生活に必要な生活物資を平時から備蓄するとともに、備蓄倉庫など避難所施設の整備も進めてきた。しかし、避難生活に必要な生活物資を全て一カ所で賄うことができるいわゆる\*自己完結型備蓄倉庫は少ない。

また、地震でトイレの排水管が損傷した場合、仮にプールの水や井戸水が確保されていたとしても水洗トイレとしては機能しなくなる。

さらに、本区では昼間区民が約100万人存在し、その内、帰宅困難者が約60万人発生すると想定されているが、被害の拡大や混乱を防止するための、区民・企業・行政がそれぞれの立場で協力し合うネットワークが確立されていない。

加えて、災害時には、正確に情報を提供することが特に重要であるが、被災時の混乱の中で現在の音声通報のみでは、十分かつ正確に情報を伝達することは困難である。

こうした中で、区民が主体となって避難所を円滑に運営していくためには、避難所生活に必要な物資が全て避難所併設の備蓄倉庫に確保されていることが必要である。また、耐震対応のトイレ整備を進め、避難所生活を極力衛生的で快適な環境とする必要がある。あわせて、被害の拡大を抑えるためには、区民・企業・行政が連携してそれぞれの役割を果たす必要がある。

さらに、帰宅困難者が安全かつ早期に帰宅できるよう、行政と事業所が相互に連携、協力できるしくみづくりを進めるとともに、必要な情報を十分かつ正確に伝えることが重要である。

### 3 災害に強いまちづくりを進める

千代田区には、外濠や河川などに架かる36の橋梁がある。また、区内の道路の無電柱化率は約39%と高いが、いまだ多くの道路には電柱が設置されている。阪神・淡路大震災では、橋梁や電柱が損壊し、避難や緊急救助活動の支障となった例もあり、同様な事態が発生する可能性がある。

また、現在の建築物耐震基準（新耐震基準）を定めた昭和56年以前に建築確認を受けた建築物の中には、十分な耐震性を備えていないものも含まれており、大規模地震発生時に大きな被害を受ける危険性がある。

こうした状況の中、災害に強いまちにしていくため、まず、災害時の避難や物資輸送が円滑に行えるよう、橋梁や道路の適正な維持・管理を進め、耐震性などの向上を図る必要がある。

また、建築物の損壊に伴う被害を最小限に食い止めるため、日頃から必要な対策を講じるとともに、老朽建築物の建替えを促進することが重要である。

さらに、近年、低地などでは、集中豪雨による浸水が発生しており、抜本的な水害対策として、河川や下水道幹線の整備が進められているが、まだ十分な整備状況には至っていない。

そのため、雨水の一時貯留能力を向上させるとともに、下水道幹線などの早期完成を促進する必要がある。



## 1 地域の防災活動を活発化させる

### (1) 区民・地域の防災意識の普及・啓発を図る

町会単位、又は複数町会ごとに防災教室を開催し、各家庭での安全対策・個人備蓄など、自助の考え方を啓発するとともに、企業に対しては、防災講演会などを通して、従業員の安全対策や経営継続対策を充実するための「危機管理マニュアル」の作成を呼びかけるとともに、地域構成員として地域の災害対策を担う体制づくりを促進する。

### (2) 実践的な防災訓練を実施し、地域防災行動力を強化する

地域防災活動を活発化させるために、防災を担うリーダーの育成、周辺の防災環境を理解するために、区民による「地区内防災マップ」作成の支援などを行う他、地域ごとに地域の実情に即した実践的な訓練を行い、防災行動力を強化する。

防災格納庫の設置場所を確保することが困難な町会に対し、公共施設等の活用を含めた支援を行う。

住居を失った人が学校等の避難所に避難する事態に備え、あらかじめ学校ごとに「避難所運営協議会」を設立し、避難住民自らが主体となって避難所運営ができるよう、必要な訓練を実施する。

### (3) 都市型水害対策のための情報提供の充実を図る

局所的な集中豪雨など都市型水害に対応できる地域の事前対策情報を公表し、浸水防止対策を啓発するほか、迅速かつ正確に情報伝達できる環境を整える。

## 2 災害時の救援・救護体制を整備する

### (1) 避難所機能の充実・強化を図る

災害発生時に区民自らが円滑に避難所を運営できるよう、避難所併設の備蓄倉庫のスペースを十分に確保し、自己完結型備蓄倉庫の整備を進める。

トイレ対策として、災害時でも衛生的で快適に使用できるよう、東京都下水道局の管路耐震化整備にあわせて、避難所敷地内の排水管路を耐震化し、プールや井戸水を利用した既設トイレの水洗機能を確保する。

災害時の被害を最小限に抑えるために、住民・企業・行政がそれぞれの役割と責任を十分果たし、連携しながら災害に対応できる体制を築く。

### (2) 帰宅困難者対策の推進と情報伝達の充実を図る

昼間区民対策として、ターミナル駅周辺に（仮称）帰宅困難者対策地域協力会を設置し、帰宅困難者への帰宅支援を行う。

混乱する駅・広場・公園などで一度に多くの人々に対して迅速かつ正確に情報伝達を行うため、地域防災無線の高機能化をはかる。

### 3 災害に強いまちづくりを進める

#### (1) 災害時の避難や物資輸送のための経路を確保する

橋梁の耐震性・耐荷力の向上を図るとともに、関係機関の協力を得て、電柱・電線類の地中化にも取り組む。

#### (2) 大規模地震の発生に備えて建築物の安全性を高める

建築物の所有者・管理者等に対して、耐震性の向上やビル落下物の危険性について、的確な情報を提供し、建築物の維持保全に関する意識を啓発する。

建築物耐震基準（新耐震基準）を定めた昭和56年以前に建築確認を受けた建築物の、地区計画制度等の活用による建替えや耐震診断を促進するとともに、ビル落下危険物の是正を推進する。

#### (3) 水害対策施設の整備を促進する

雨水の河川などへの流出抑制対策として、公共・民間施設に雨水浸透・貯留施設の設置を促進する。また、建築確認時に地下室への雨水の流入を防止するため、防水対策を講じるよう指導する。

下水道幹線及び河川施設の拡充・整備の促進を要請する。

## 5 身近な水や緑に親しめるまち

### 施策の目標及び指標

#### 1 身近な緑をふやし、うるおいのあるまちにする

1人当たりの身近な公共緑地面積

7.2m<sup>2</sup>/人(2000)      10m<sup>2</sup>/人(2011)

区民1人当たりの公共緑地面積(街区公園・児童遊園・広場・公開空地)の確保状況から、身近な緑の充足度合いをはかります

緑の豊かさを肯定的に評価する区民の割合

28.5%(2001)      50%(2011)

身近な緑の豊かさを「良い・やや良い」と思う区民の割合から、緑に対する満足度合いをはかります

#### 2 水と緑を保全し、次世代に継承する

濠の水質の環境基準達成割合

50%(2000)      100%(2011)  
(14/28)      (28/28)

濠の水質の環境基準達成割合から、水質保全の度合いをはかります

濠の水質調査[7地点・4項目(a、水素イオン濃度b、溶存酸素量c、化学的酸素要求量d、浮遊物質量)]環境基準は河川に準ずる

## 施策の体系

1

身近な緑をふやし、  
うるおいのあるまち  
にする

(1) 建物の周りに緑化スペースを生み出す

(2) 再開発などの機会に、公園・広場などを確保する

(3) 公園などの整備や管理を区民・利用者とともに進める

2

水と緑を保全し、  
次世代に継承する

(1) 濠や河川などの水と緑を充実する

(2) 緑地や街路樹などの貴重な緑を守り育てていく

## 現 状 と 課 題

### 1 身近な緑をふやし、うるおいのあるまちにする

公園などの緑は、千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人に、うるおいと安らぎを与えてくれる。

千代田区の区民1人当たりの公園面積は、50.78m<sup>2</sup>/人(平成12年4月1日現在)と、23区平均の11.3倍となっているが、北の丸公園等を除いた、区民の暮らしと結びついた身近な公園は少なく、地域的に偏在している状況にある。

千代田区の土地利用状況から新たな公園の確保は困難な状況にあるが、緑化スペースとして残されている壁面や屋上など、建物の周りに緑を増やすことが重要であり、このための普及啓発や支援等を行うことが必要である。

また、再開発などの機会をとらえ、地域コミュニティの拠点として利用される広場や公開空地などの身近な緑地空間を、区民・企業の協力を得ながら整備・確保していく必要がある。

さらに、区立公園は、明るく開放的な公園とするために、区民参画による改修整備を進めている。今後は、区民・企業やボランティア等と連携し、さらに地域に開かれ、愛される公園としていく必要がある。

### 2 水と緑を保全し、次世代に継承する

千代田区の歴史的遺産である皇居の緑や濠の水などは、都市環境にとってますます貴重なものとなっており、街並みの景観形成などにも重要な役割を担っている。

しかし、千代田区の緑被面積はこの20年間で約28haが失われた。特に、麹町地域にあった住居敷地内の緑の喪失が大きな減少要因となっている。一方、濠や河川など、水辺空間には恵まれているものの、水質汚濁や河川の上にかかった高架式高速道路など、水辺に近づけ触れることのできる場所はほとんどない状況にある。また、街路樹は、根や枝葉の成長に必要な日照などの生育条件が制約された環境にある。

そのため、だれもが水や緑に近づけ、自然とふれあえる場所をつくるとともに、濠や河川の水質の向上や親しめる場所として整備を図るなど、本区の豊かな水と緑を充実・保全し、次世代に継承する必要がある。

また、区の花「さくら」をはじめ、街路樹や緑地の樹木が、生き生きと生育するため、適正に管理していく必要がある。

## 課題解決の方向

### 1 身近な緑をふやし、うるおいのあるまちにする

(1) 建物の周りに緑化スペースを生み出す  
公共施設では緑の保全・育成に努めるとともに、民間施設を含め建物の新築や建替え時の緑化を進める。

\* ヒートアイランド現象緩和に効果のある、建物の屋上や壁面の緑化を促進する。

(2) 再開発などの機会に、公園・広場などを確保する

身近に緑とふれあえる場所が少ない地域を中心に、公園・広場の確保を図っていく。  
再開発などの都市機能の更新時や、\* 総合設計制度を活用し、地域コミュニティの核となる、広場・公開空地などの緑地を確保していく。

(3) 公園などの整備や管理を区民・利用者とともに進める

区民に親しまれる公園をめざし、地域住民や利用者の参画を得て、改修や整備を推進する。  
区民・企業・ボランティア等と連携し、公園などの管理や清掃、草花の手入れを推進する。

### 2 水と緑を保全し、次世代に継承する

(1) 濠や河川などの水と緑を充実する  
濠や河川周辺などに残された、豊かな水と緑のネットワークを強化する。

水辺に近づけ、親しめる場所を整備するとともに、濠や河川の水質浄化を推進する。

(2) 緑地や街路樹などの貴重な緑を守り育てていく

樹齢を重ねた区の花「さくら」や、街並みの緑の連続性を形成している緑地や街路樹を、健全に生育させていくため、適正な管理を行う。

## 6 多くの人に愛される景観のあるまち

### 施策の目標及び指標

#### 1 歴史的に継承されてきた象徴的な空間を活かす

保存が図られている\*歴史的建造物の数

20件(2001)      25件(2011)

歴史的建造物の保存状況から、景観まちづくりの取り組み度合いをはかります

現状値は文化財・都選定歴史的建造物・外壁保存建築物の合計です

\*景観形成地区数

0地区(2000)      2地区(2011)

景観形成地区の指定状況から、地域による自主的な景観まちづくりの取り組み度合いをはかります

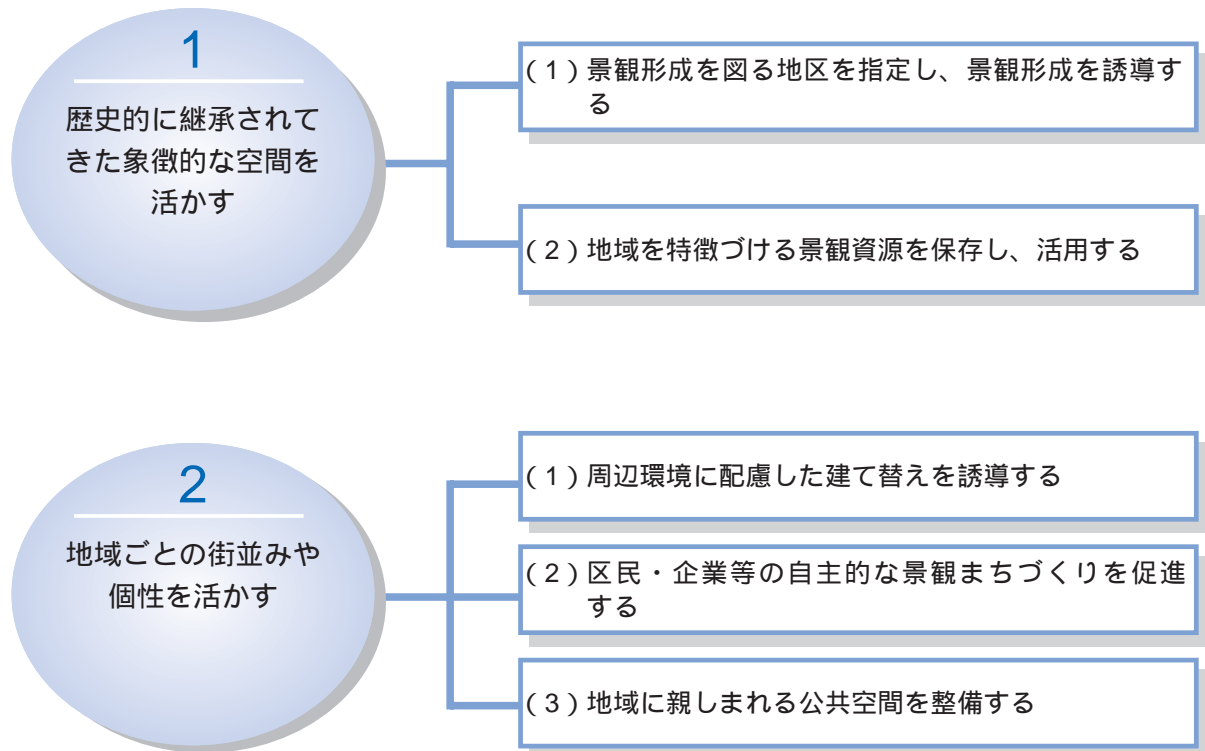
#### 2 地域ごとの街並みや個性を活かす

景観・街並みを肯定的に評価する区民の割合

28.1%(2001)      50%(2011)

「景観・街並み」が「良い・やや良い」と思う区民の割合から、景観に対する満足度合いをはかります

## 施策の体系





### 1 歴史的に継承されてきた象徴的な空間を活かす

千代田区の景観は、江戸から東京へと変遷する歴史の積み重ねの中で形成されてきた。自然の地形を巧みに利用してつくられた内濠・外濠の土手や公園・広場などは、千代田区ならではの眺めを提供しており、広く人々に愛されている。

さらに、皇居や日比谷公園などの大規模な緑地や濠の水辺は、都心における貴重なやすらぎの空間となっている。

また、各時代を象徴する建造物が多く残されており、皇居、東京駅、国会議事堂、ニコライ堂などは、東京を代表するランドマークである。

これらの景観資源を活用し千代田区にふさわしい良好な都市景観形成に向けて、<sup>\*</sup>千代田区景観形成マスタープランや<sup>\*</sup>千代田区景観まちづくり条例などを制定し、景観形成のための基礎づくりを行ってきた。

今後は、景観まちづくりを推進していくために歴史的建造物の保全・活用等の個別の事業を展開していくことが必要である。

さらに、皇居周辺地区については、昭和8年に「<sup>\*</sup>美観地区」として指定されているが、戦前の一時期を除き実質的な運用はされず、指定から70年近くを経た現在、新たなあり方が問われている。

また、風格ある都心景観の形成を推進するため、歴史的な景観を維持・継承し、あるいはこれを強化・発展させるなど、面的な景観誘導、歴史的資産の保全などを積極的に進めていく必要がある。

### 2 地域ごとの街並みや個性を活かす

千代田区は、江戸時代の地割りを引き継ぐ都市構造により、個性ある独特の街並みが育まれてきた。

今後も、都市の更新の中にあって、個別の建て替え計画を地域の歴史や、周辺との調和に配慮した、一体性のある美しい景観形成へと誘導していくことが必要である。

そのため、個々の努力が街並みや界隈全体の環境の質の向上へつながっていくように、区はもとより、区民・企業に景観形成の担い手であるという認識をもってもらうことが必要である。

一方、河川上空にかかる高速道路については、区の景観を阻害している要因ともなっており、川への親水化を図るためにも、その移設が望まれる。

また、地域の街並みと調和し、地域に愛される道路や橋の整備を、修景事業として進めており、事業の推進にあたっては、地域ごとの街並みや歴史性にも配慮し、広くだれからも愛され、親しまれる道路や橋となるよう、地域の意見を聞きながら、計画的に進めていくことが必要である。

### 1 歴史的に継承されてきた象徴的な空間を活かす

#### (1) 景観形成を図る地区を指定し、景観形成を誘導する

景観まちづくり条例や景観形成マスタープランに基づき、\*美観地区ガイドプランを策定する。また、地域の景観まちづくりに係る方針と基準である「\*地区景観形成ガイドプラン」の策定については、組織化、運営、内容の検討及び調査等に関して、積極的に参画・支援する。さらに地区景観形成ガイドプランが策定された地区を「景観形成地区」として指定し、その内容に沿った景観誘導を行うことで、歴史的に育まれた美しい景観や、街並みを維持・保全・発展させる。

#### (2) 地域を特徴づける景観資源を保存し、活用する

広く人々に親しまれている歴史的な建造物等について、区の保存指定に伴い、固定資産税の減免や都市計画上の優遇措置が受けられよう、国や東京都に対し要請していくとともに、保存・活用のための技術的な支援などを行う。

### 2 地域ごとの街並みや個性を活かす

#### (1) 周辺環境に配慮した建て替えを誘導する

\*景観事前協議制度を一層浸透させ、開発業者や設計者の景観に対する意識を高め、周辺建物との調和に配慮した建て替えを誘導し、地域の特性を活かした美しい街並みを形成する。

#### (2) 区民・企業等の自主的な景観まちづくりを促進する

区民・企業等の景観に配慮した街並み形成への自主的な活動を支援し、景観まちづくりへの意識啓発を図る。

#### (3) 地域に親しまれる公共空間を整備する

道路や橋の修景事業にあたり、区民と意見を交換しながら、地域に親しまれる施設として整備する。

千代田区の都市景観を、大きく阻害している日本橋川の高架式高速道路の地下化について、国や関係機関に要請していく。

# 7 活気と賑わいのあるまち

## 施策の目標及び指標

### 1 商店街の賑わいを高める

商店街活動が活発だと思ふ商店街加盟店の割合

40.3% (1995)      70% (2011)

商店街活動が活発だと思ふ商店街加盟店の割合から、商店街活動の度合いをはかります

### 2 中小企業の振興を図る

1店舗あたり年間販売額の伸び率(平成9年度=100)

< 1店舗あたり年間販売額(百万円) >

(小売業)

87.5 (1999)      100以上 (2011)

< 82.7百万円(1999) >

(卸売業)

107.9 (1999)      100以上 (2011)

< 490.5百万円(1999) >

従業員9人以下の中小企業(小売業・卸売業)の年間販売額及び伸び率から、中小企業の振興の度合いをはかります

中小企業経営者の業況判断(D・I値)

(小売業)

36.6 (2001)      0以上 (2011)

(卸売業)

14.1 (2001)      0以上 (2011)

中小企業経営者(小売業・卸売業)の「業況が良い」または「業況が悪い」との現状判断から中小企業の経営の見通しをはかります

D・I値とは、「業況が良い」と答えた企業割合から、「業況が悪い」と答えた企業割合を差引いた数値のこと

### 3 人・資源・情報の交流を活発化させる

インターネットを利用している中小企業(小売業・卸売業)の割合

(小売業)

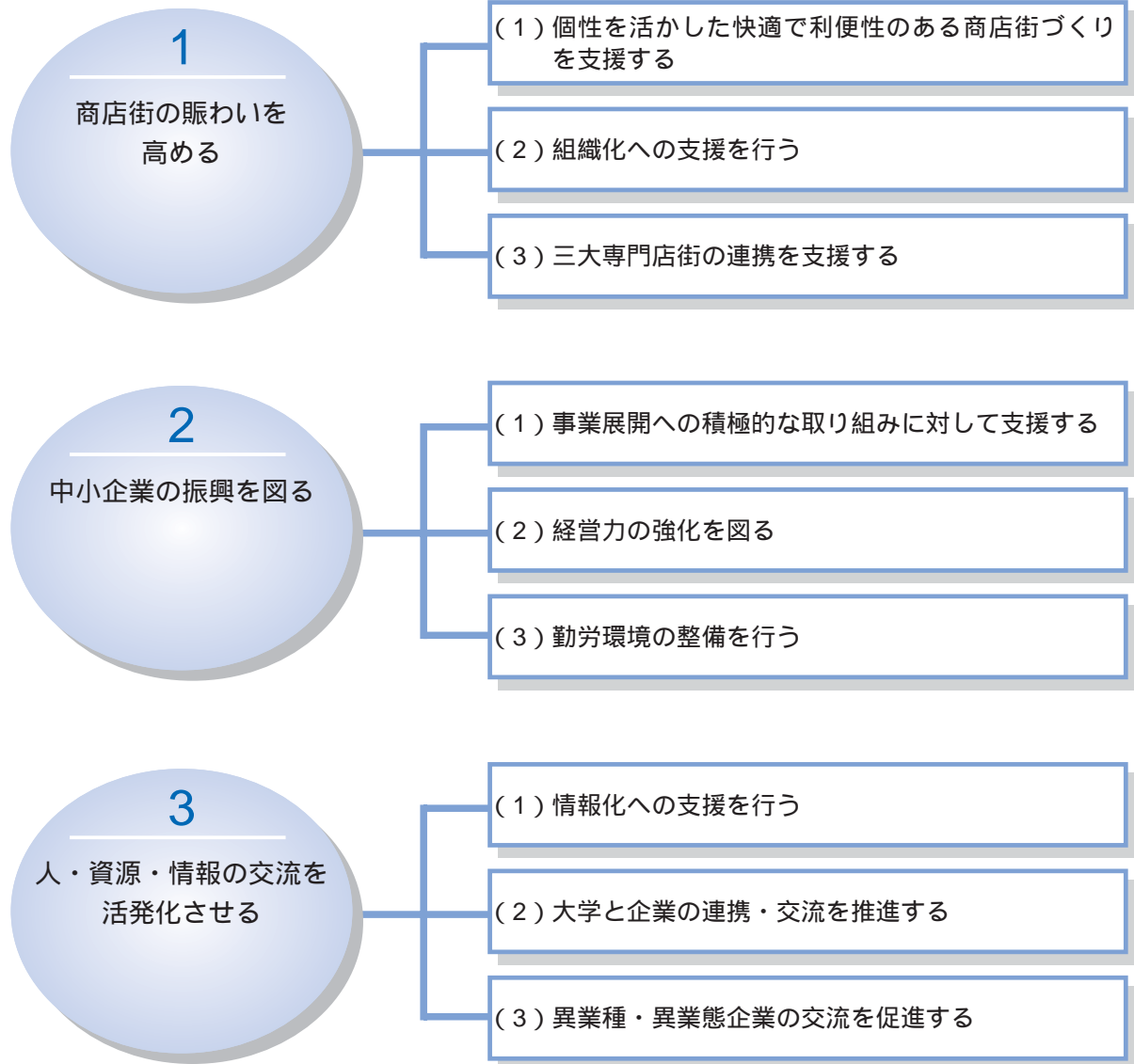
36.4% (2000)      100% (2011)

(卸売業)

43.6% (2000)      100% (2011)

中小企業(小売業・卸売業)のインターネット利用割合から、中小企業の情報化への取り組みの度合いをはかります

## 施策の体系



## 現 状 と 課 題

### 1 商店街の賑わいを高める

千代田区においては、在勤者等の昼間人口が約100万人あり、潜在的な商品購買力は大きい。しかし、賑わいづくりの核となる商店街においては、立地依存度が高い上に、消費者ニーズへの対応など、千代田区の持つ商業特性を活かしきれていない面が見受けられる。

また、ドラッグストアやコンビニエンスストア、低価格コーヒー店などのチェーン展開による新規参入店と、既存商店との連携が十分図られていないなど、商店街活動の活発さが十分でない。

さらに、千代田区を代表する秋葉原、小川町、神保町の<sup>\*</sup>三大専門店街においても、各分野での商業活動は活発なものの、互いの連携によるさらなる賑わいづくりへの取組みが不足している。

そのため、各商店街においては、新規参入者の商店街加入を促進するなど組織力を高めるとともに、区民はもとより、在勤者や来街者等の昼間区民を視野に入れた、顧客ニーズに応える商店街づくりを行う必要がある。

また、区内にある貴重な商業集積の連携・交流を促進し、回遊性の向上を図ることも重要である。

### 2 中小企業の振興を図る

千代田区における事業所数の9割以上は中小企業が占めており、今日まで商工業の発展や地域活力の向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、経済の<sup>\*</sup>グローバル化や流通システムの変化により企業間競争が激化するとともに、長期化する景気低迷の影響を強く受け、「売上げの停滞・減少」や「利幅の縮小」など、中小企業の経営環境は、極めて厳しい状況にある。

また、これまで中小企業を支えてきた信用金庫・信用組合の地域金融機関としての耐力低下も著しく、中小企業の資金調達が困難となっている。さらに、経営者の後継者難や高齢化、経営体質の硬直化などにより、経営力が低下してきており、人材を含めた経営基盤が不安定な状況にある。

(財)ちよだ中小企業センターの<sup>\*</sup>中小企業勤労者福利厚生事業においても、景気低迷の影響を受け加入者が減少傾向にあり、経営者や従業員に対する事業の拡大を図ることが難しい状況にある。

こうした中で、中小企業が事業の維持・発展を図るためには、単なる「経費節減」にとどめず、将来を展望し、弾力的で力強い経営基盤の確立や勤労環境の充実に向けた積極的な取組みが必要である。

### 3 人・資源・情報の交流を活発化させる

IT化の急速な進展に伴い、インターネットを活用したE・コマース（電子商取引）の市場に占める割合は年々増加している。

企業間取引では平成17年までに約110兆円、企業 - 消費者間取引では約13.3兆円の拡大が見込まれている。産業界を中心に発展してきたITは、今後、車や家電、電話といった過去の普及事例とは比較にならない速度で、生活領域に浸透することが予想される。

このように、ITが加速度的に商取引の「かたち」を変えつつある。しかし、ITが行き詰まった経営状態を打開する特效薬ではなく、あくまで経営革新に向けての手段である。自社の製品・技術・サービスの充実が最も重要であることを認識しつつ、ITの積極的活用を図り、商取引を拡大していく必要がある。

また、区内には、大学をはじめとする多くの教育機関やビジネス機能が集積しているものの、こうした機関と企業あるいは企業相互間の有機的な連携が図られていない状況にある。このため、豊富で貴重な資源を有効かつ効果的に結合・ネットワーク化し、相互活力の再生と機能の高度化を図っていく必要がある。

## 課題解決の方向

### 1 商店街の賑わいを高める

#### (1) 個性を活かした快適で利便性のある商店街づくりを支援する

昼間区民を含めた生活者や顧客の視点に立ち、快適性や利便性、滞留性の向上を図るとともに、地域の個性を活かした商店街づくりを支援する。

#### (2) 組織化への支援を行う

元気で積極性のある商店街づくりに向け、新規参入店の商店街加入への取り組みを促すとともに、商店街振興組合の設立など組織化への指導・支援を行う。

#### (3) 三大専門店街の連携を支援する

全国的にネームバリューのある秋葉原電気街や小川町スポーツ用品店街、神田古書店街といった、三大専門店街のネットワーク化による相互の協体制の構築と回遊性の向上に向けての取組みに対して支援を行う。

### 2 中小企業の振興を図る

#### (1) 事業展開への積極的な取組みに対して支援する

経営の革新や成長が見込まれる新分野への進出、新たな技術・サービスの開発など、経営環境の変化を的確に捉えた積極的な事業展開への取組みに対して支援を行う。

流通機構の変化や低価格品の輸入等による影響を受け、厳しい経営環境にある繊維業種については、空店舗活用を含め、地域活力の再生に向け支援を行う。

#### (2) 経営力の強化を図る

中小企業の経営力強化のため、より一層の経営情報の提供を行うとともに、経営相談・診断・指導との連携強化と合せて、社会経済情勢に適応した資金融資の充実を図る。

#### (3) 勤労環境の整備を行う

魅力ある勤労者福利厚生事業を展開し、中小企業の勤労環境の向上を図る。

### 3 人・資源・情報の交流を活発化させる

#### (1) 情報化への支援を行う

ネットビジネスの進展に対応できる販売システムの構築や、地域情報の提供・消費者ニーズの把握のためのホームページの開設、他の組織・団体とのネットワーク化など、IT活用に向けての取組みに対して支援する。

IT化対応のための設備整備や情報機器の導入など、IT導入に向けての取組みに対して支援する。

IT講習会の充実を図り、デジタルデバイド（情報格差）の解消を図っていく。

#### (2) 大学と企業の連携・交流を推進する

区内の産業支援や新たな事業機会の創出を図るため、区内にある大学と企業の産学の連携・交流を推進する。

#### (3) 異業種・異業態企業の交流を促進する

区内中小企業のビジネスチャンスの創出と拡大を図るため、異業種・異業態企業の交流を促進する。

## 8 安心して消費生活をおくれるまち

### 施策の目標及び指標

#### 1 消費者が自ら正しい選択ができるようにする

\*「クーリングオフ」制度の内容・手続きを知っている区民の割合

36.3% (1998)      70% (2011)

「クーリングオフ」制度の内容も手続きも知っている区民の割合から、消費者意識の高揚度合いをはかります

#### 2 消費生活に関する被害の防止と救済を行う

消費者被害相談の相談解決割合

- % (2000)      100% (2011)

消費生活相談の相談解決（救済・未然防止）状況から、消費者被害の防止と救済への取り組みの度合いをはかります

#### 3 生活必需品の安定供給を図る

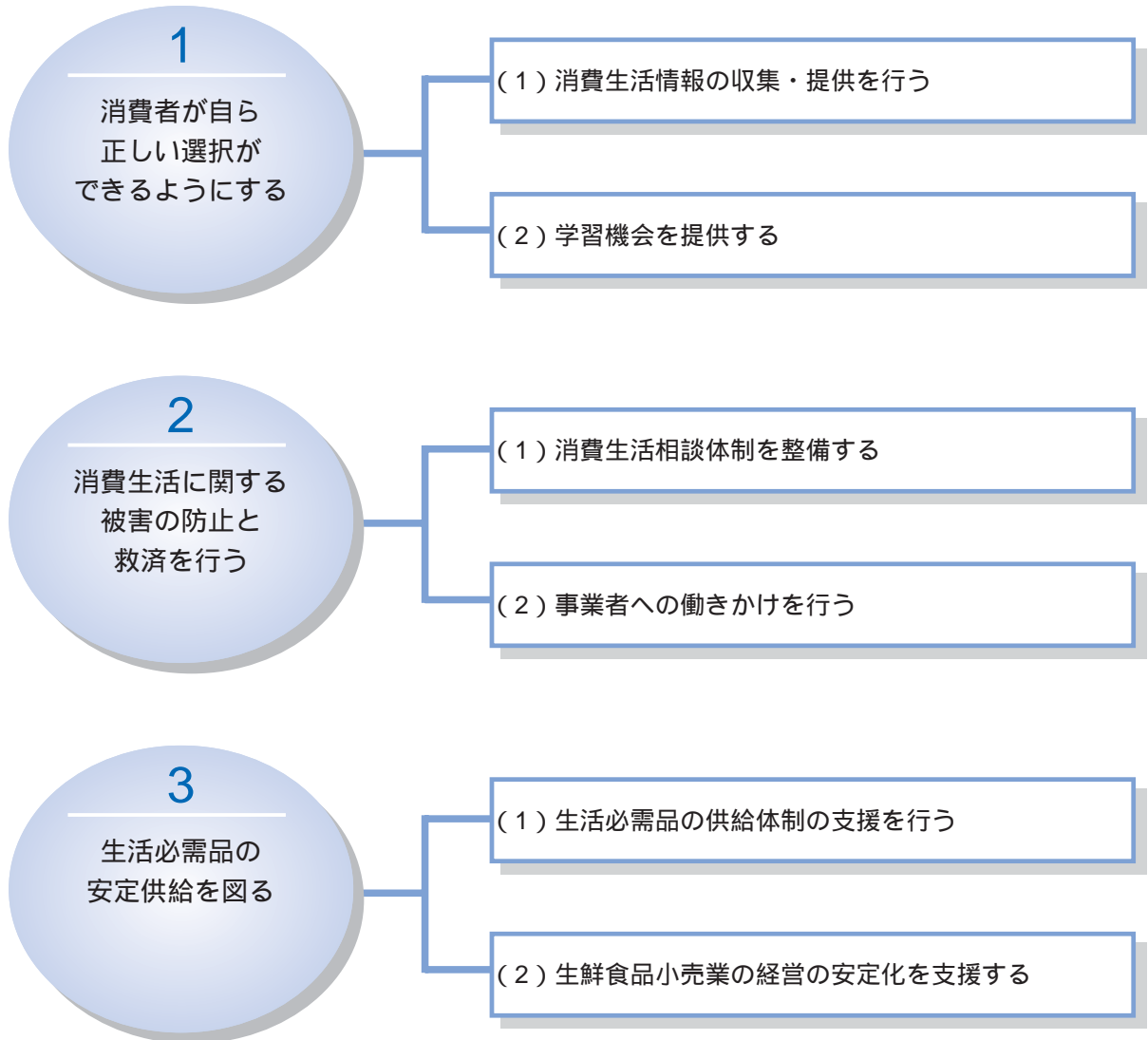
買い物の便について肯定的に評価する区民の割合

22.1% (2001)      50% (2011)

「買い物の便」が「良い・やや良い」と答えた区民の割合から、生活必需品調達の満足度合いをはかります



# 施策の体系



## 現 状 と 課 題

### 1 消費者が自ら正しい選択ができるようにする

規制緩和や高度情報化、国際化の進展などにより、消費者は多種多様な商品やサービスを生活スタイルに合わせて選択することが一層可能となった。しかし、情報の過多などにより、真に必要な商品やサービスの選択はかえって難しくなっている。

また、人びとの暮らしは、快適で便利になった反面、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、地球環境に負荷を与えてきた。

こうした中で、企業に情報提供を求めていくとともに、消費者が正しい情報を把握し、判断力を高め、自らの判断で正しい選択を行えるよう支援していくことが重要である。あわせて、環境に配慮した商品の選択やごみの減量化など、消費者自らが大量消費型のライフスタイルを見直していく必要がある。

### 2 消費生活に関する被害の防止と救済を行う

通信販売やインターネット取引、クレジット決済など、販売方法・支払手段の多様化により利便性が向上する一方、取引にかかわるトラブルなどの消費者苦情件数は増えている。

こうした中で、平成13年4月、消費者と事業者間の交渉力、情報量などの格差を踏まえ、紛争解決を円滑に図ることを目的として、すべての消費者契約を対象とした民事ルールである「消費者契約法」が施行された。これにより、事業者は、契約の内容について必要な情報の提供に努めなければならないとされ、消費者も騙されたと気付いたときから6か月以内であれば、契約を取り消すことができ、また契約書中の消費者の権利を不当に害する条項はなかった

ものとされることになった。しかし、依然として、消費者が単独で解決を図ることは困難なことも予想される。

そのため、問題が複雑化する前の迅速な解決のための支援はもとより、消費者被害の未然防止を図り、消費者の権利を擁護する必要がある。

### 3 生活必需品の安定供給を図る

千代田区の日常生活店舗は、定住人口の減少にともなう売り上げの落ち込みや後継者難などにより、休止や廃業に至るなど、その数は年々減少している。とりわけ、食肉・鮮魚・野菜といった生鮮三品取扱店舗は年々減少し、なかでも食肉・鮮魚店は過去10年間で半数近くとなり、このことが区民の日常生活の利便性を著しく低下させている。

一方、近年、都心居住の機運の高まりとともに、24時間営業など、新しい経営形態の店舗の進出も見られるようになってきた。

日常生活店舗は、商圈が狭く、事業採算性の確保が困難な面もあるが、千代田区の住機能の確保には不可欠であることを踏まえ、その安定供給体制の確立に向けた支援・誘導を強化していく必要がある。

### 1 消費者が自ら正しい選択ができるようにする

- (1) 消費生活情報の収集・提供を行う  
国民生活センターや消費生活センターなどの官公署、業界等から広く消費生活に関する情報を収集し、消費者に提供する。  
消費生活に関する図書やビデオなどの視聴覚教材の収集や貸出しを行い、個人だけではなく学校教育や団体活動に対する啓発活動を進める。
- (2) 学習機会を提供する  
日々の生活の中で接する様々な商品についての知識や選択にあたっての判断方法を普及させることにより、暮らしを見つめ直すきっかけづくりとなるよう学習機会を提供する。

### 2 消費生活に関する被害の防止と救済を行う

- (1) 消費生活相談体制を整備する  
消費生活全般について相談や助言を行い、消費者被害を未然に防止する。また、契約上のトラブルなど、消費者被害が起きたときに、交渉力や専門知識の少ない消費者の立場に立って仲介等の支援を行う。
- (2) 事業者への働きかけをおこなう  
事業者責任としての情報提供や商品に関する表示義務の徹底、さらには契約内容の適正化など、国や都と連携しながら事業者に働きかけを行い、消費者被害の未然防止を推進する。

### 3 生活必需品の安定供給を図る

- (1) 生活必需品の供給体制の支援を行う  
生活必需品の安定供給を図るため、消費者の観点に立った積極的な取り組みに対して支援を行う。  
生鮮3品をはじめとする生活関連用品の供給支援を検討する。
- (2) 生鮮食品小売業の経営の安定化を支援する  
区内において生鮮食品小売業の営業が続けられるよう、自助努力と合わせて、経営相談・指導・資金融資等の一層の充実を図る。

## 9 環境への負荷の少ないまち

### 施策の目標及び指標

#### 1 区民や事業者などと協働し、\*資源循環型都市を構築する

##### ごみの総量

28万トン(2000) 26万5千トン(2011)  
うち資源として回収12万1千トン 14万7千トン  
ごみとして処分15万9千トン 11万8千トン

一年間に区内で発生するごみの総量から、ごみ減量・リサイクルへの取り組みの度合いをはかります

##### リサイクル率

43.2%(2000) 55%(2011)

#### 2 安心して生活できる地域環境を実現する

##### 大気環境基準達成割合

63.6%(2000) 100%(2011)  
(14/22) (22/22)

環境基準達成割合から、地域環境の保全度合いをはかります

[5地点・5項目(a.二酸化硫黄 b.一酸化炭素 c.二酸化窒素 d.オキシダント e.浮遊粒子状物質 なお、a.b.dの測定は4地点のみ)]

##### 河川水質の環境基準達成割合

90.0%(2000) 100%(2011)  
(18/20) (20/20)

[5地点・4項目(a.水素イオン濃度 b.溶存酸素量 c.生物学的酸素要求量 d.浮遊物質)]

##### 濠の水質の環境基準達成割合

50.0%(2000) 100%(2011)  
(14/28) (28/28)

[7地点・4項目(a.水素イオン濃度 b.溶存酸素量 c.化学的酸素要求量 d.浮遊物質)]  
環境基準は、河川に準ずる

##### 騒音の環境基準達成割合

12.5%(2000) 100%(2011)  
(4/32) (32/32)

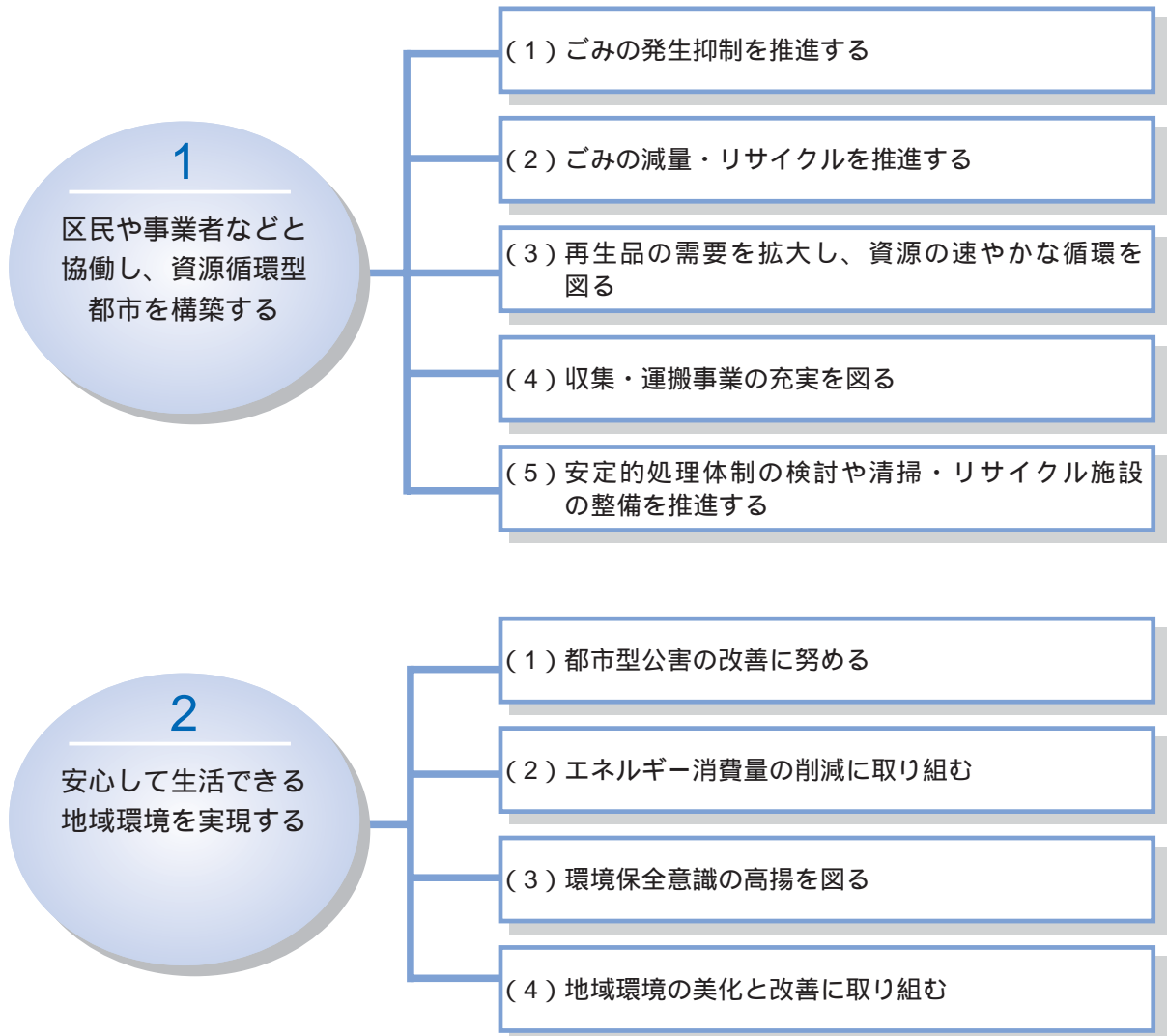
[16地点・昼・夜間]

##### 大気汚染・騒音・振動の肯定的評価の割合

(大気)  
10.4%(2001) 20%(2011)  
(騒音・振動)  
19.5%(2001) 40%(2011)

「大気汚染」「騒音・振動」といった自宅周辺の生活環境について、「良い・やや良い」と思う区民の割合から、生活環境の改善状況の度合いをはかります

# 施策の体系



## 現 状 と 課 題

### 1 区民や事業者などと協働し、資源循環型都市を構築する

千代田区から排出されるごみ量は、近年減少傾向にはあるものの、平成12年度で28万トンと、いまだ高水準に推移しており、その約95%が事業活動にともなって排出されたごみ（事業系ごみ）である。

これまでの社会経済システムでは、大量生産・大量消費・大量廃棄が繰り返されており、このことから、地球環境の悪化や、\*最終処分場の不足などの社会問題が生じている。その根本的な解決を図るためには、ごみゼロ社会をめざして、社会経済システムのあり方やライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない資源循環型都市を構築していかなければならない。

そのため、生産、流通、消費の各段階でごみの発生を極力抑制していく必要がある。

また、家庭や事業所等におけるごみの再使用と再利用を一層促進し、特に、区のごみ量の大半を占める事業系ごみの減量のため、事業用大規模建築物に対する指導強化等を一層行っていかなければならない。

さらに、速やかな資源循環のためには、再生資源が原材料として再び製品化されることが必要である。そのため、再生資源を使用した製品の開発・製造・利用拡大の促進に努めていかなければならない。そして、ごみの発生を抑制し、再使用、再利用を進め、最後に適正に処分するという物質循環の形成が求められている。

一方、ごみの収集・運搬、処理、処分という一連の流れのうち、平成12年4月の清掃事業の区移管により、収集・運搬は区が行っている。これにともない、地域の実情や区民の生活実態を踏まえたサービスの提供が求められている。

また、可燃ごみの焼却等の中間処理は、東京

二十三区清掃一部事務組合で共同処理を行っている。可燃ごみの共同処理は平成17年度末を目途に終了する予定であり、現在、その後の処理体制について、23区で検討を行っている。今後は、その検討結果を踏まえ、共同処理終了後における、可燃ごみの安定的処理体制を確立していかなければならない。

さらに、ごみの焼却灰等は、東京都が設置管理する最終処分場で埋立処分されている。この処分場の延命化のため、可能な限りごみの処分量を減らしていく必要がある。

### 2 安心して生活できる地域環境を実現する

千代田区では、日本の政治・経済の中心として、大量の自動車交通や建設工事など活発な都市活動にともなう騒音・振動・大気汚染などの都市型公害が問題となっており、その改善が求められている。また、産業活動やライフスタイルの変化により、エネルギー消費量等は増大しており、\*地球温暖化などの将来世代にわたる地球環境問題を引き起こしている。

こうした中で、区は自らが率先して行動するための「地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、区民・事業者と一体となって取り組むための「環境配慮指針」を定めた。さらに、環境問題への取り組みを強化するために、区として\*ISO14001の認証取得をめざすとともに、事業所へもその取得を働きかけていく必要がある。

一方、区民・事業者、とりわけ次世代を担う子どもたちが環境問題に対する理解を深めていくために学習機会を一層拡大させていく必要がある。

また、環境美化やその意識啓発のために、ポイ捨て防止条例に基づき、区民・事業者が

自主的に年2回区内全域の一斉清掃活動や美化重点地区でのキャンペーンを実施している。さらに、JR駅周辺を中心に定期的な清掃活動を行っているが、吸い殻や空き缶のポイ捨てに加え、立て看板やチラシ等により、まちの美観が著しく損なわれている地域もあり、美化活動をより一層強化し地域環境を改善していく必要がある。

## 課題解決の方向

### 1 区民や事業者などと協働し、資源循環型都市を構築する

#### (1) ごみの発生抑制を推進する

ごみの減量には、ごみとなるものを作らない・使わないことが基本である。ごみの発生抑制（Reduce）を推進していくために、生産・流通事業者に対し働きかけていくとともに、消費者への普及啓発を行う。

#### (2) ごみの減量・リサイクルを推進する

ごみゼロをめざし、家庭や事業所において、再使用（Reuse）や再利用（Recycle）を徹底する。各家庭への普及啓発や事業所への指導を強化していく。特に、区ごみ量の大半を占める事業系ごみの効果的な減量を図る。可燃ごみのうちの多くを占める生ごみについては、さらなる減量・リサイクルに努める。

#### (3) 再生品の需要を拡大し、資源の速やかな循環を図る

回収した資源の循環が滞ることがないように、再生資源を使った多様な製品の開発や質の向上及び利用を促進する。

#### (4) 収集・運搬事業の充実を図る

区民サービスの向上を図るため、区民の生活実態や地域の実情に合わせ、ごみの収集方法等の改善に努めていく。

#### (5) 安定的処理体制の検討や清掃・リサイクル施設の整備を推進する

可燃ごみの共同処理体制終了後の安定的処理体制を確立する。

リサイクルの推進や適正な処理のための清掃・リサイクル施設の整備を推進する。

### 2 安心して生活できる地域環境を実現する

#### (1) 都市型公害の改善に努める

誰もが安心して生活できる環境を実現するため、事業所などへの立入調査等を強化する。また、騒音・振動・悪臭等の地域的に発生するものだけでなく、大気汚染や水質汚濁等の広域的な問題を含めた都市型公害の防止施策を充実する。

#### (2) エネルギー消費量の削減に取り組む

環境負荷の低減のために、区民・事業者の環境に配慮した生活や事業活動を促進し、エネルギー消費量の削減を図る。

#### (3) 環境保全意識の高揚を図る

次世代によりよい環境を引き継ぐため、環境に配慮した行動を推進しようとする区民・事業者に対し、広く学習機会を設ける。

区がISO14001を認証取得し、率先して環境改善に努める。

区民や事業者に対し、環境に関する情報を提供するとともに、環境保全活動を実施する団体等の情報交換の場を設ける。

#### (4) 地域環境の美化と改善に取り組む

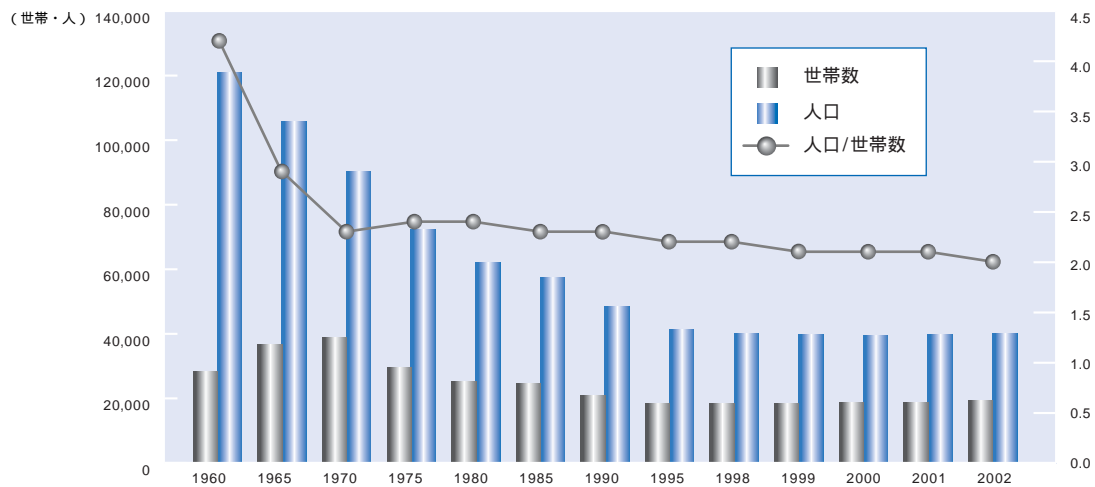
清潔で美しいまちの実現のために、区民・事業者の意識の高揚を図り、ポイ捨て禁止を徹底していくとともに、ボランティア等が積極的に参加できる施策を展開する。特に、美観が著しく損なわれている地域については、区民、事業者、区が一体となって美化活動に取り組む。

誰もが安全で快適に暮らせるよう、犯罪や事故のないまちづくりに取り組むとともに、違法広告物をはじめ路上放置物件の撤去等を強化し、地域環境の改善に取り組む。



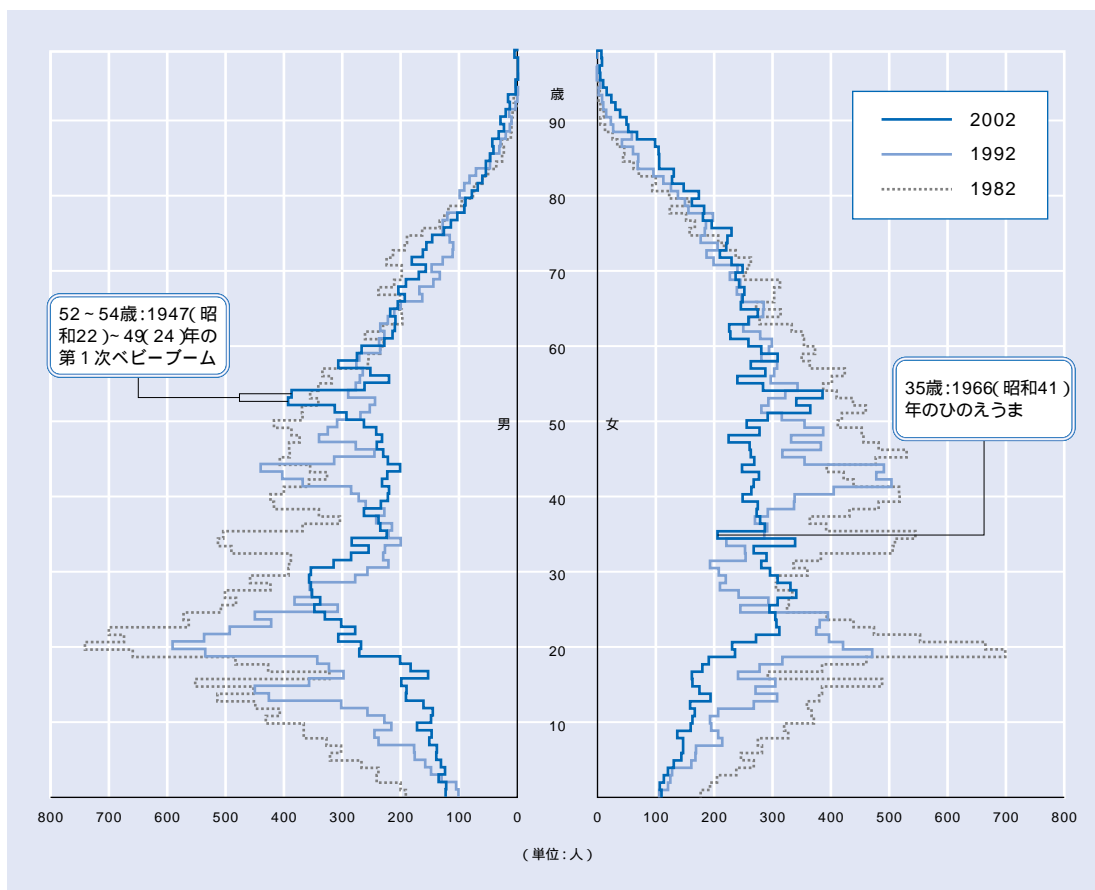
# 関連データ等

## 1 人口及び世帯数の推移



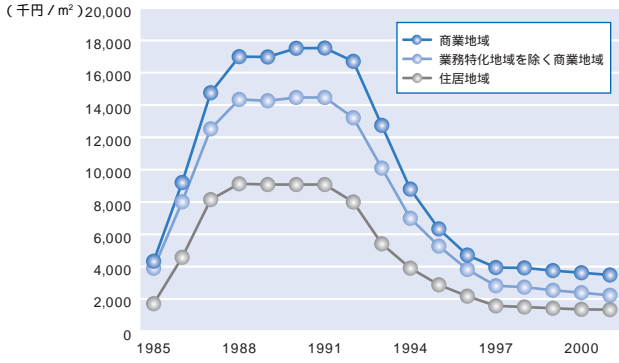
出典：住民基本台帳統計資料（各年1月1日現在）

## 2 千代田区の人口ピラミッド



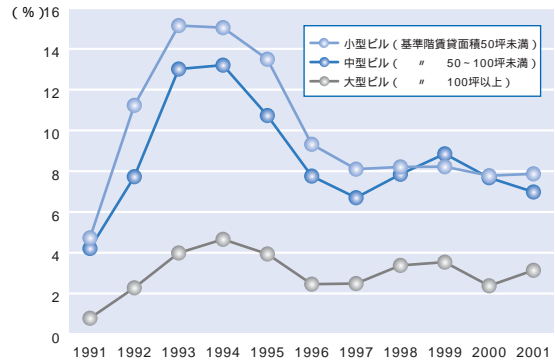
出典：住民基本台帳統計資料（各年1月1日現在）

### 3 地価公示価格の推移



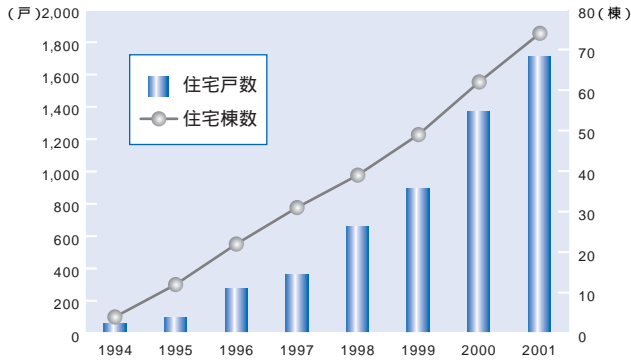
出典：千代田区行政基礎資料集

### 4 オフィス空室率の推移



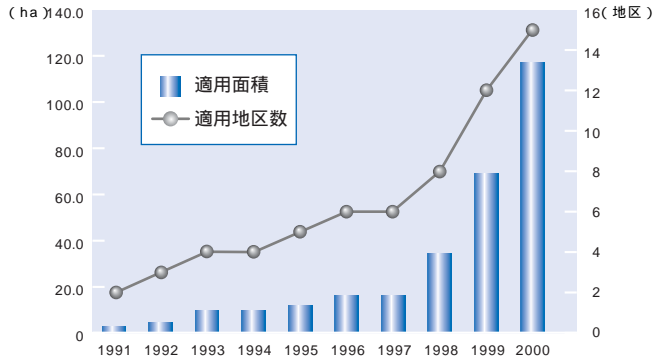
出典：まちづくり推進部資料

### 5 住宅付置制度による住宅戸数・棟数



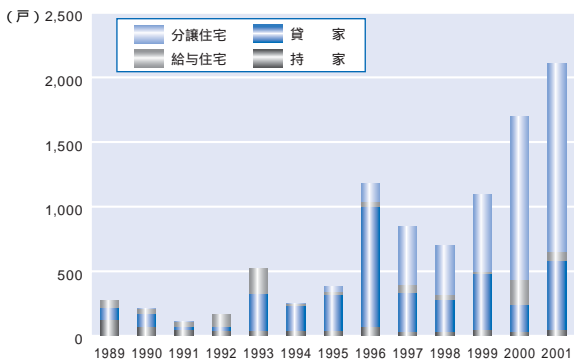
出典：まちづくり推進部資料

### 6 地区計画の適用地区数及び適用面積



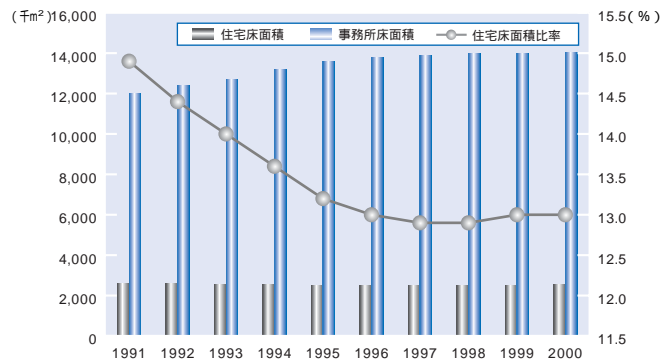
出典：まちづくり推進部資料

### 7 住宅着工数 (新設のみ)



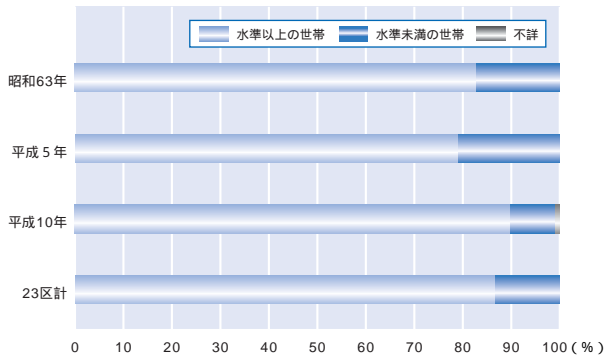
出典：千代田区行政基礎資料集

### 8 住宅床及び事務所床面積の推移



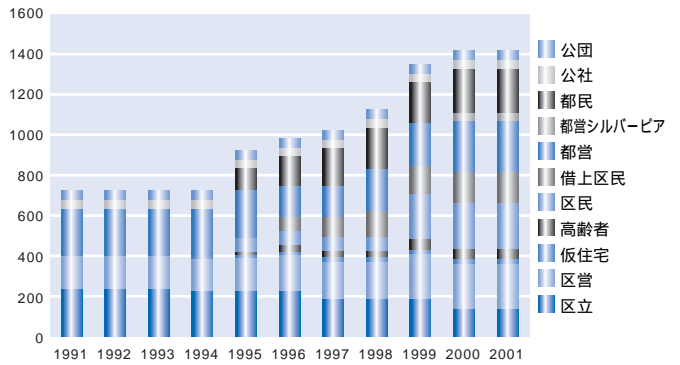
出典：東京の土地

9 最低移住水準未満の住宅



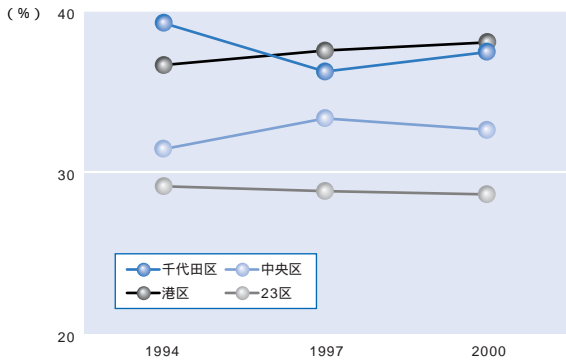
出典：住宅・土地統計調査

10 公共賃貸住宅戸数



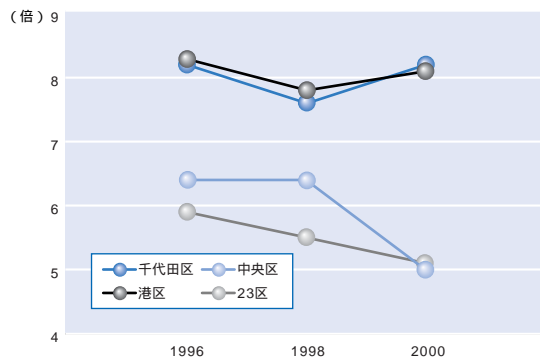
出典：まちづくり推進部資料

11 貸マンション家賃の月収に対する割合



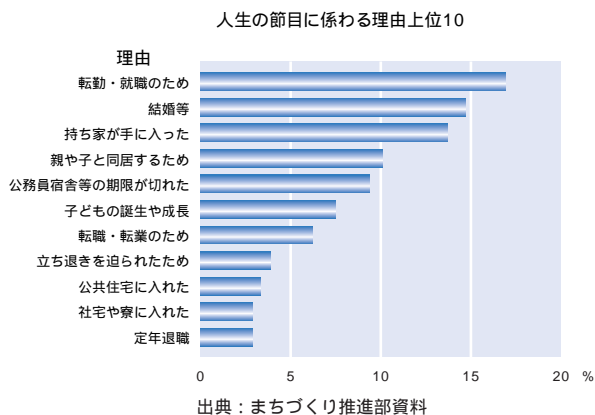
出典：まちづくり推進部資料  
注)：マンションの広さ60m<sup>2</sup>の場合を想定  
月収は都民勤労者世帯平均による

12 新築マンション価格の年収に対する割合

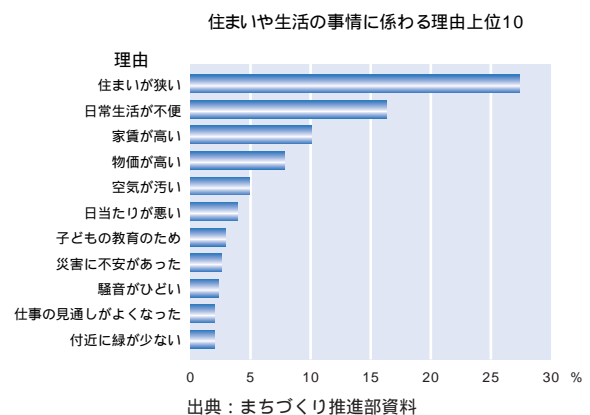


出典：まちづくり推進部資料  
注)：マンションの広さ60m<sup>2</sup>の場合を想定  
年収は都民勤労者世帯平均による

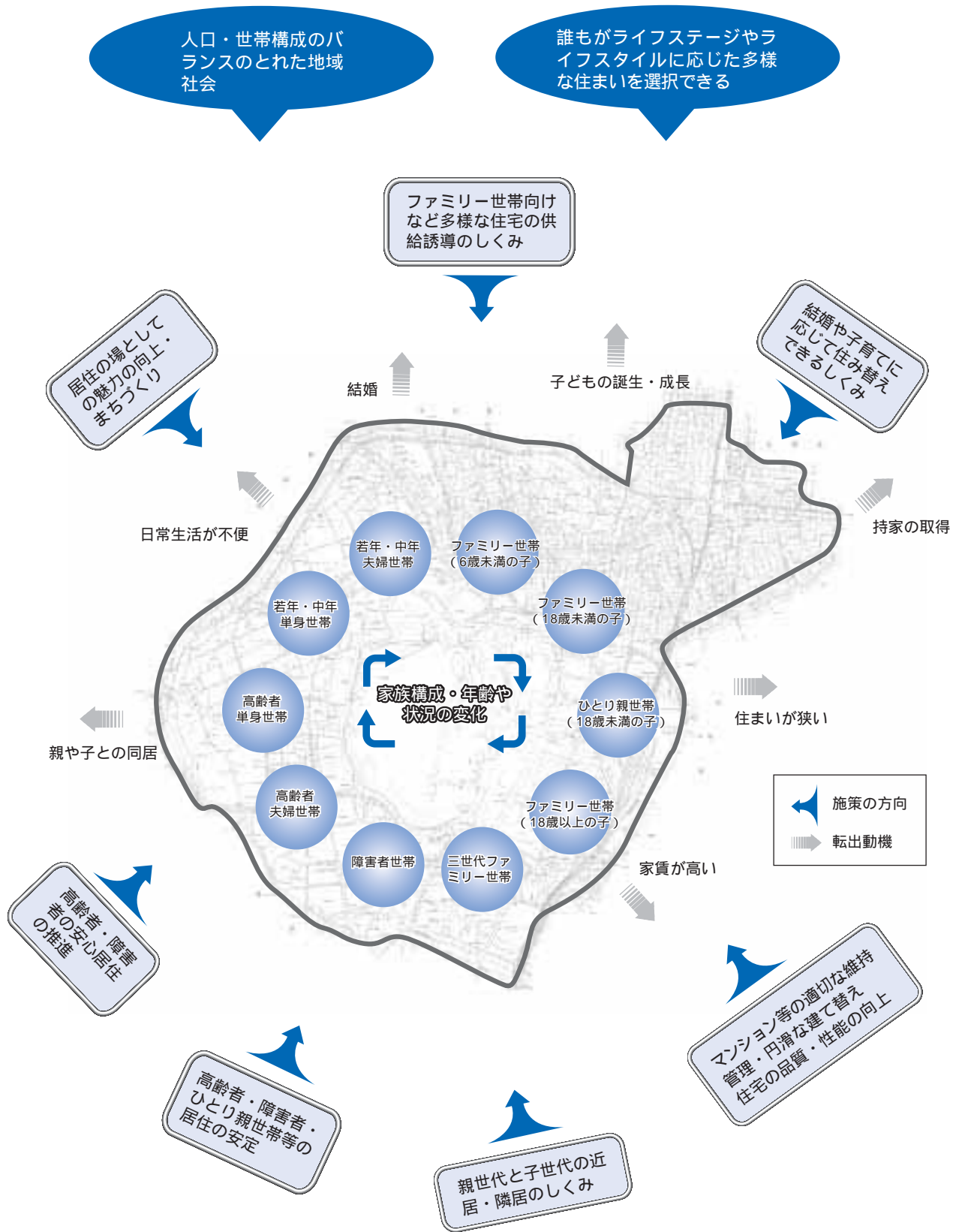
13 区外への転出理由



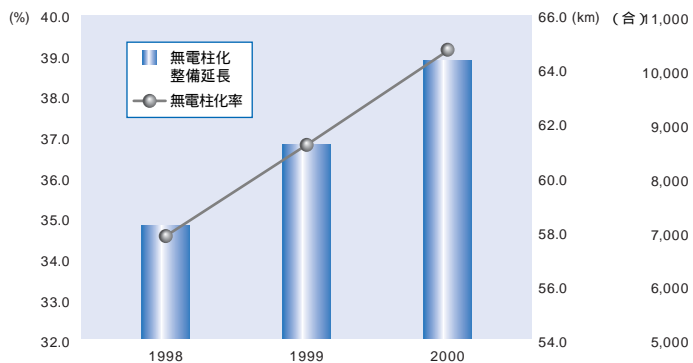
出典：まちづくり推進部資料



出典：まちづくり推進部資料

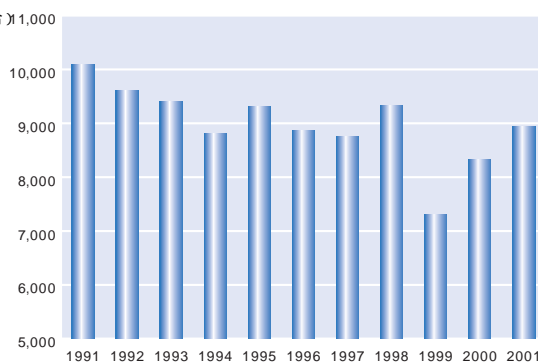


15 無電柱化率（国道、都道、区道）



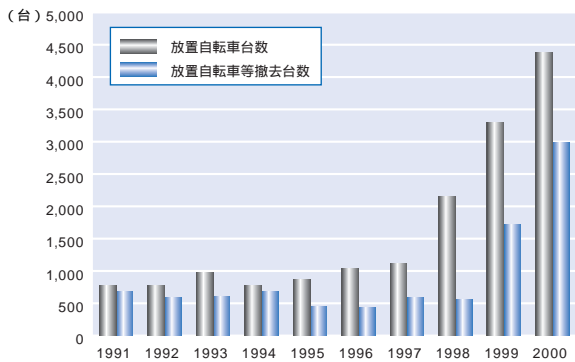
出典：環境土木部資料

16 瞬間路上駐車台数



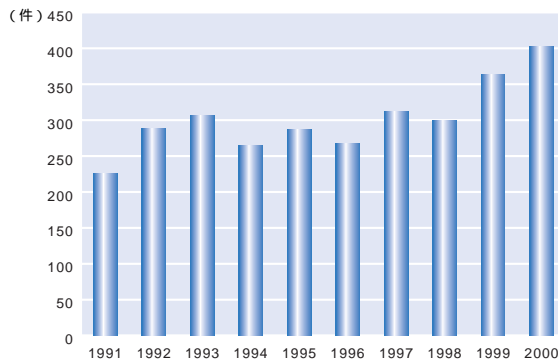
出典：自治体別駐車概要

17 放置自転車台数・放置自転車等撤去台数



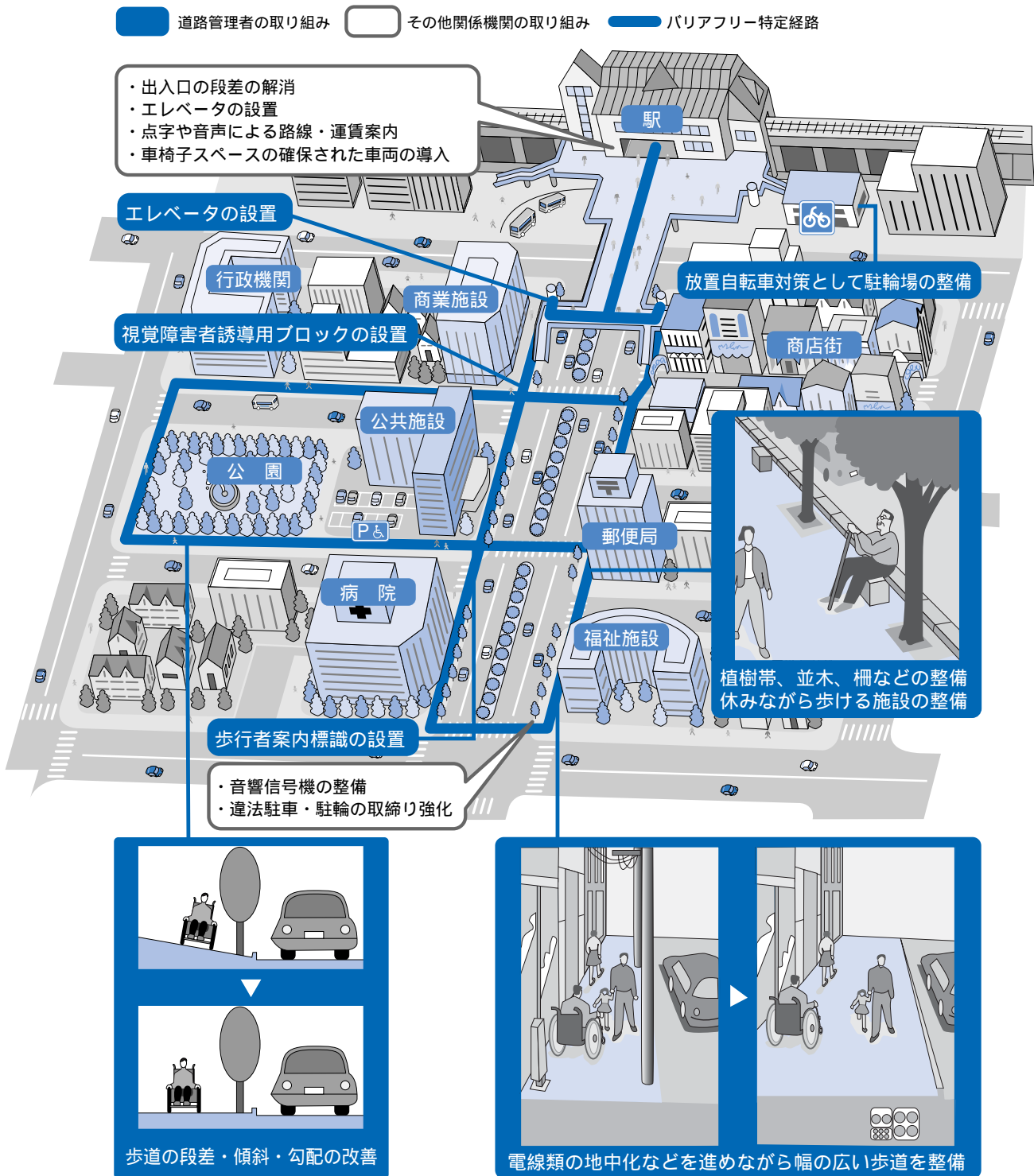
出典：駅周辺放置自転車状況調査、事務事業概要

18 生活道路で発生した交通事故件数



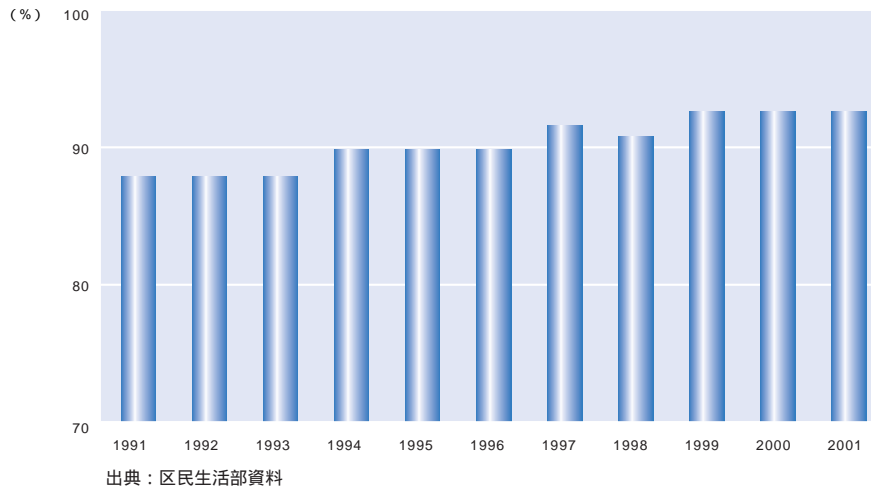
出典：警視庁交通年鑑

19 バリアフリー歩行空間イメージ図

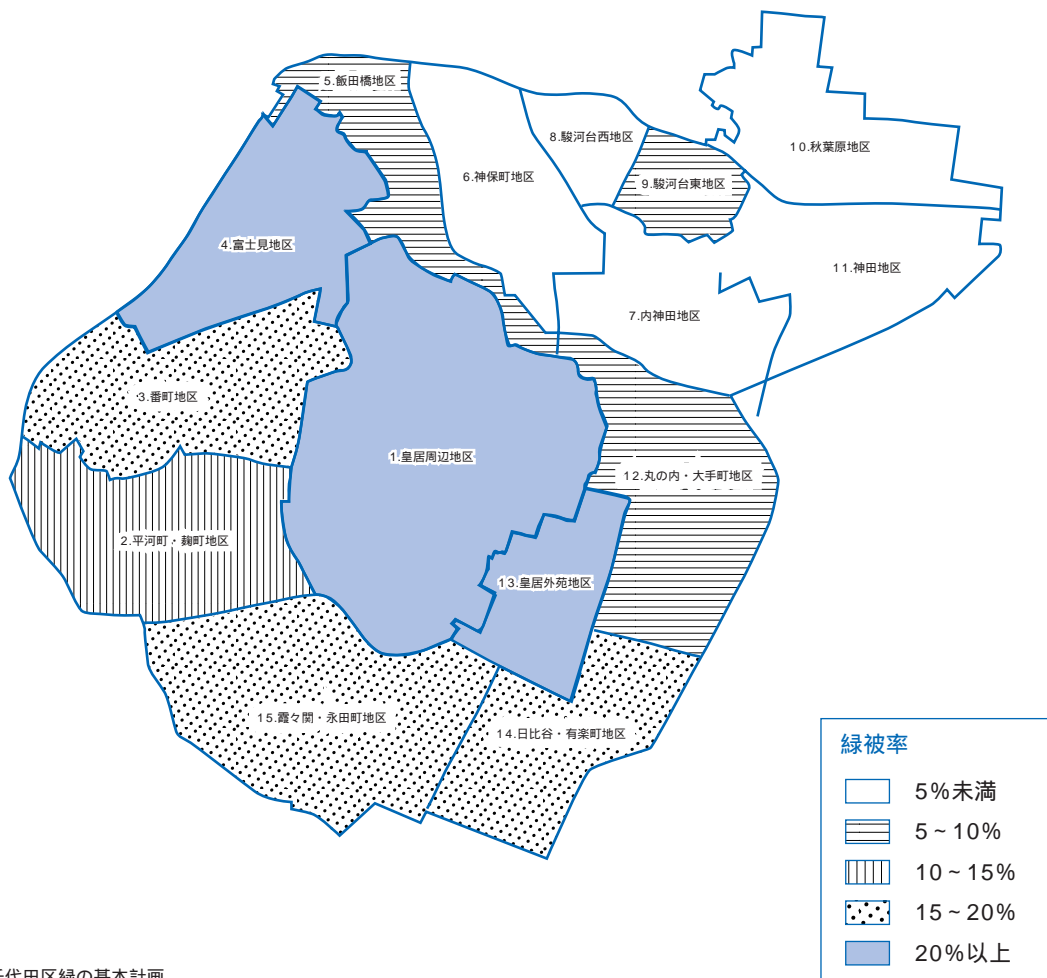


出典：道路広報センター「誰もが安全、安心、快適に移動できる道をめざして」

20 地域防災組織率

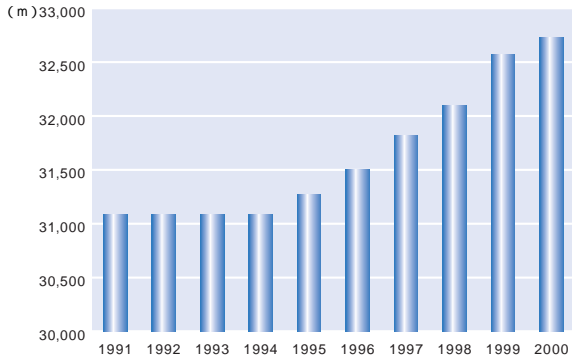


21 地区別緑被率



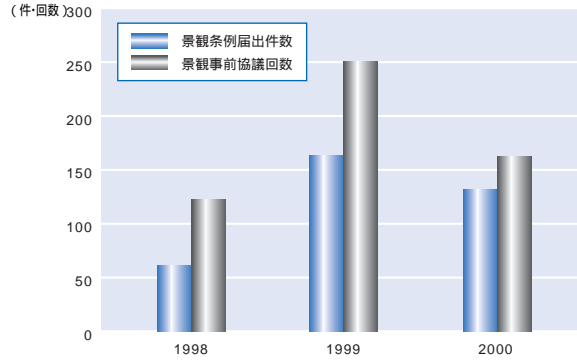
出典：千代田区緑の基本計画  
 注) 地区別緑被率：地区の全面積に対して、樹木地と草花などで覆われた土地の占める割合

22 道路緑化（街路樹、緑地帯）整備延長



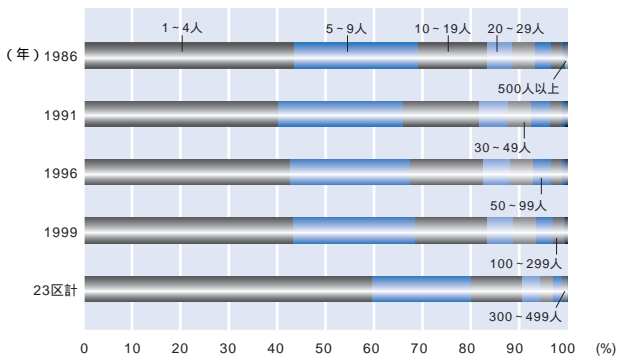
出典：環境土木部資料

23 景観条例届出件数・協議回数



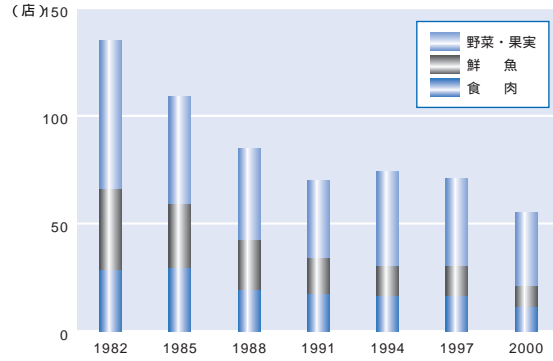
出典：まちづくり推進部資料

24 従業者規模別事業所数の推移



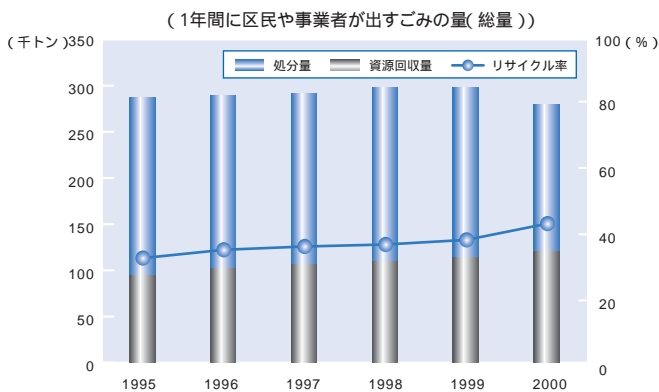
出典：事業所・企業統計(1999年は簡易調査のため民営の事業所のみ)  
注：構成比は四捨五入の関係で合計が100にならない場合がある

25 生鮮三品小売店舗数の推移



出典：商業統計

26 ごみ減量・リサイクルの推移



出典：環境土木部資料